

# 第2次 青森県 食育推進計画

(計画期間 ◎ 平成23～27年度)

平成23年3月  
青森県





## 第2次青森県食育推進計画 の策定に当たって

私たちは、食べることによって大切な命を紡いでいます。

豊かで便利な食生活が当たり前となった今日においては、食の大切さに対する意識が薄れがちとなり、心身の健康を育む健全な食生活が失われつつあるように思います。

こうした中で、県民一人ひとりが様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう育てる「食育」を推進していくことは、健康で活力に満ちた「暮らし」を実現していく上で大切なことであり、本県の未来を力強く創り上げていくことにつながります。

県では、平成18年11月に「青森県食育推進計画」を策定し、平成22年度までの5年間、市町村、関係者・団体と連携・協力しながら、「いただきます！あおもり食育県民運動」として総合的かつ計画的に食育を推進してきましたが、今後も食をめぐる諸課題に的確に対応し、より一層の食育推進を図るため、この度平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とする「第2次青森県食育推進計画」を策定致しました。

現代社会においては、単身世帯の増加や就業形態の変化等により、食の外部化・簡便化が一層進むなど、県民の食を取り巻く環境も変化しており、その対応の重要性が増しています。

この計画では、生涯にわたって間断なくきめ細かな食育を推進することが重要であるという見地から、次代を担う子どもたちをはじめ、家庭や学校といった食育の場から離れた若い世代、生活習慣病の発症率が高まる働き盛り世代、そして低栄養が問題となりがちなお年寄り世代まで、ライフステージに応じた食育を推進することに最も重点を置いて取り組むこととしています。

食育を推進していくためには、行政だけでなく、家庭や学校、地域など様々な分野で協働して取り組むことが大切です。この計画の目標である「健康で活力に満ちた『暮らし』の実現」に向け、県はもとより、家庭、地域、学校など広く県民の皆様の御理解と御協力の下に、本県の山・川・海の豊かな自然と恵まれた食環境を生かしながら、今後も県民運動として「青森県らしい食育」を推進して参ります。

この計画の策定に当たり、数多くの貴重な御提言をいただきました青森県食育推進会議の委員の皆様、食育協力団体をはじめ、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成23年3月

青森県知事 三村申吾

## ■ 「食育」とは？

● 「食育基本法」(平成17年6月公布)では、食育について、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」とした上で、食育とは、「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことであるとしています。

● 県民一人ひとりが、①「食」について意識を高め、  
② 自然の恩恵や「食」に関わる人々への感謝の念や理解を深めるとともに、  
③ 「食」に関して信頼できる情報を集め、  
④ 正しい情報に基づく適切な判断力を身に付けて、  
食生活を実践するならば、生涯をとおして心身ともに健全な生活を実現できるようになります。

● かつて、食育の中心は、家族のふれあいの場である家庭の食卓でした。家庭での食事をとおして、家族の心身の健康と安定が保たれるとともに、子どもには食べものに感謝する心、思いやりの心などが養われ、食事での躰(しつけ)も行われてきました。  
また、我が国独特の食材の香りや旨味、そして四季を感じる事ができる味覚が育まれてきました。

● 食育は、県民一人ひとりが主体的に取り組むことが基本であり、食育の場は食生活の大部分を担っている家庭であるべきですが、今日、ライフスタイルの多様化など社会情勢が変化している中、個人や家庭の力だけで食育を進めることが困難な状況です。

● 県民一人ひとりが食育について理解し、自ら取り組むことが大切です。  
また、家庭における食育の機能をより一層高めていくためには、今後も社会全体で支援していく必要があります。

### ■ 「あおもり食育カルタ」

遊びながら楽しく「食」を学んでもらおう…  
そんな思いで平成20年度に県が制作した  
「あおもり食育カルタ」の詠み句は、子ども  
からお年寄りまで、幅広い年齢層の県民から  
募集し、アイデア満載の45句を選びました。  
このうち、本計画には次の札を掲載しました。

「ま・い・に・ち・け・ん・こ・う・  
あ・お・も・り・の・し・ょ・く」



>> 「あおもり食育カルタ」ホームページは、<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/shoku/karuta01.html> にアクセス、  
もしくは  で検索してください。

## >> 例えば、このようなことが「食育」で育まれます。

- 「いただきます」「ごちそうさま」の意味を理解し、あいさつをする。また、その意味を伝える。
- 食事マナーを身に付ける。
- 好き嫌いなく食べる。
- 朝ごはんはもちろん、1日3度、栄養バランスのとれた食事をし、望ましい食習慣を身に付ける。
- 家族や友達といっしょに、楽しく食事をする。
- しっかり噛んで、味わって食べる。
- 自分や家族の健康にとって、必要な食べものは何かを考える。
- 食事とともに、適切な運動、休養と十分な睡眠をとる。
- 買い物や料理、後片付けなどの手伝いをする。
- 県産品や地場産物を積極的に取り入れ、地域の自然や風土、農林水産業について考える。
- 地域の郷土料理や行事食などの食文化について理解を深め、これを伝えていく。
- 食に関係する人々や自然環境のことを考えて、食品廃棄を減らし、リサイクルに努める。
- 食の安全性についての正しい知識と、これに基づく食の選択力を身に付ける。
- 農林漁業体験などをとおして、自然の恵みや生産の場のことを学び、食の大切さを感じる。
- 世界や日本の食料事情に関心を寄せる。
- 次の世代に、食のありがたさや大切さ、知識を伝える。
- 食に関する経験や知識を生かして、食育活動に参加する。 … など

食育は息の長い取組です。はじめから「100点」をとる必要はありません。

できるところから少しずつ、継続して取り組んでいくことが大切です。



# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定のねらい	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

## 第2章 食をめぐる現状

1 食を取り巻く社会情勢	3
2 食生活と健康	5
3 食と食に関係する産業	12
4 「食育」に対する県民の意識	16

## 第3章 第1次計画等の成果と課題

1 第1次計画	17
2 行動プラン	19

## 第4章 青森県が目指す食育の方向

1 目 標	24
2 基本方向	24
3 重点推進事項	25
4 県と県民とが協働して進める食育	26

### 基本方向①「子どもからお年寄りまで、ライフステージに応じた食育の推進」

1 子育て家庭での食育の推進	27
2 保育所・幼稚園・学校等における食育の推進	30
3 地域で支えあう食育の推進	33

### 基本方向②「食を担う『人財\*』『地域』『産業』と連携した食育の推進」

4 体験・交流をとおした食への理解促進	37
5 食文化の伝承と発展	39
6 あおもりの食産業を応援する食育の推進	41

### 基本報告③「県民とともに進める食育県民運動の充実」

7 関係団体等との連携による食育の推進	44
8 食育推進体制の充実	45

## 第5章 食育推進の目標値

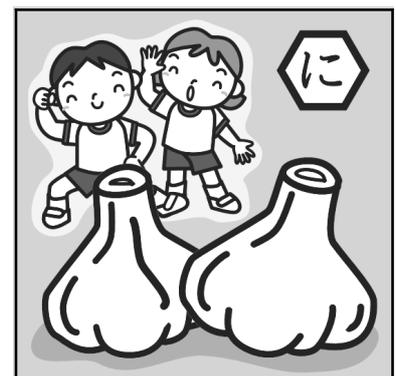
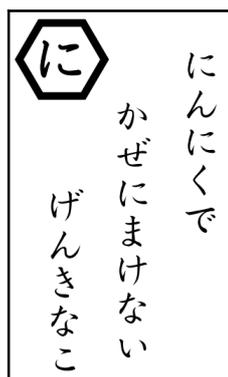
## 第6章 食育推進の体制と役割

<input type="checkbox"/> 用語説明	52
<input type="checkbox"/> 参考資料	60

※「人財」：青森県では、「人は青森県にとっての「財（たから）」である」という基本的考えから、「人」「人材」などを「人財」と表しています。この計画でも「人財」と表記しています。

## 1 計画策定のねらい

- 「青森県食育推進計画」（以下「計画」といいます。）は、食育基本法に基づいて策定するもので、県全体で推進する食育の基本指針です。  
また、県民の理解と共感を得ることで、一人ひとりが食について考え、食育を進めていく上で何ができるのかを考えるきっかけとなることを期待するものでもあります。
- 平成18年11月に県が策定した「第1次計画」の実施期間中（平成18～22年度）は、県、市町村をはじめ関係者・団体が連携・協力し、「いただきます！あおもり食育県民運動」により、県民に対する食育の普及浸透に努めてきました。  
その結果、食育に関心を持っている県民の割合や食育ボランティアの増加、また、家庭や保育所・幼稚園・学校等における食育の進展など、食育は着実に推進されてきました。
- しかしながら、食生活の変化などに起因した不安定な情緒や肥満、過度の痩身、生活習慣病など、心身の健康問題は依然として大きく、また、情報過多の反面、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり等を背景に、食に関する正確な情報の伝達が求められています。  
これらのことから、今後も継続した食育の推進が必要となっています。
- さらに、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代、様々な立場の県民が、いつでもどこでも自分に合った形で主体的に食育に取り組む「生涯食育社会」の実現に向け、そのための環境整備や地域ぐるみでの食育活動の支援体制を構築していくことが求められています。
- このような状況を踏まえ、第1次計画に基づく各種取組や推進指標の達成度及び青森県食育推進会議からの提言等をもとに、本県の特性を生かした食育を、総合的かつ計画的に一層推進するための指針として、「第2次計画」を策定します。



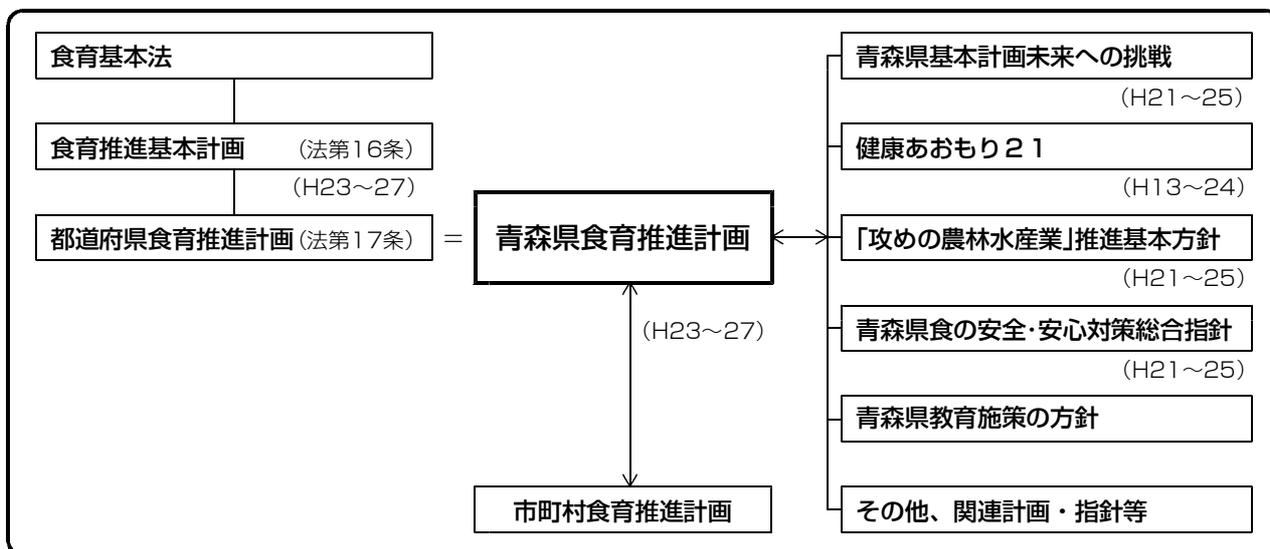
## 【第1次計画から第2次計画への修正点】

第1次計画の基本的な考え方、方向性を継承しつつ、第2次計画には、主に次の修正を加えました。

主な修正点	修正点の概要
①取組内容の一部を重点化	第2次計画においても、食育に対して総合的に取り組めますが、中でも食育からのアプローチが強く求められている「若い世代の食生活改善」や「生活習慣病の予防」に対しては、重点的に取り組むこととしました。
②推進指標の見直し	食育の進み具合を測るため、第1次計画には4つ、「いただきます！みんなで進めるあおもり食育行動プラン」（以下「行動プラン」といいます。）には14の推進指標を設定しました。 第1次計画と行動プランが策定され、5年が経過します。達成したもの、達成できなかったもののほか、食を取り巻く状況の変化等により、新たに設定することが望まれるものがあるため、推進指標全体を見直すことにしました。
③「計画」と「行動プラン」の一本化	行動プランは、食育を県民運動として進めていくため、県民一人ひとりが、学校、地域、行政等と連携・協力して、食育にどう関わっていくかを具体的にとりまとめたものです。 第1次計画と行動プランは分冊となっていますが、利便性の向上を図るため、第2次計画に行動プランの内容を盛り込む形で一本化しました。

## 2 計画の位置付け

この計画は食育基本法第17条第1項に規定する「都道府県食育推進計画」として位置付け、実施に当たっては、既存の関係計画等と連携しながら、本県の食育を推進していくこととします。



## 3 計画の期間

平成23年度から27年度までの5年間とします。

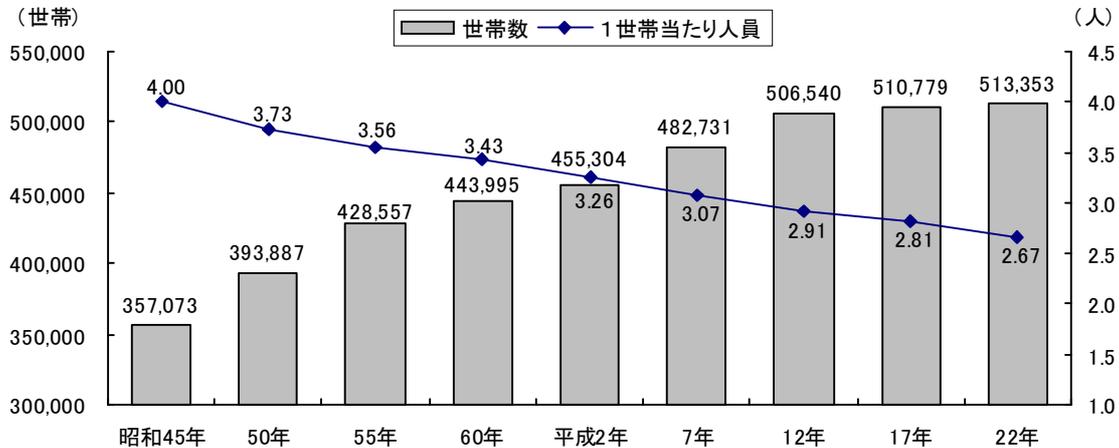
なお、社会情勢の変化などにより見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行います。

## 1 食を取り巻く社会情勢

### (1) 家族形態の変化

- 青森県では、昭和50年代後半から60年代前半をピークとして人口が減少傾向にある中、世帯数が増加しています。この結果、1世帯当たりの人数が減少を続けています。
- 家族類型別では、単独世帯、中でも高齢者単身世帯が増加しています。

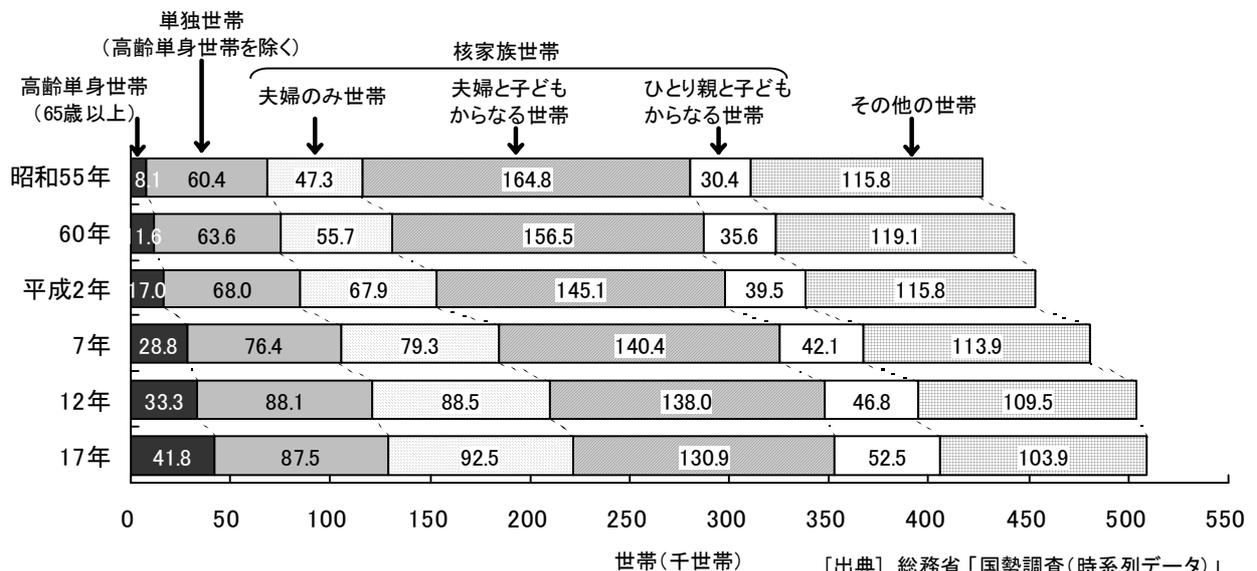
【世帯数及び1世帯当たり人員：青森県】



【出典】青森県企画政策部統計分析課「平成22年国勢調査『青森県の人口と世帯数』」

注 平成22年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

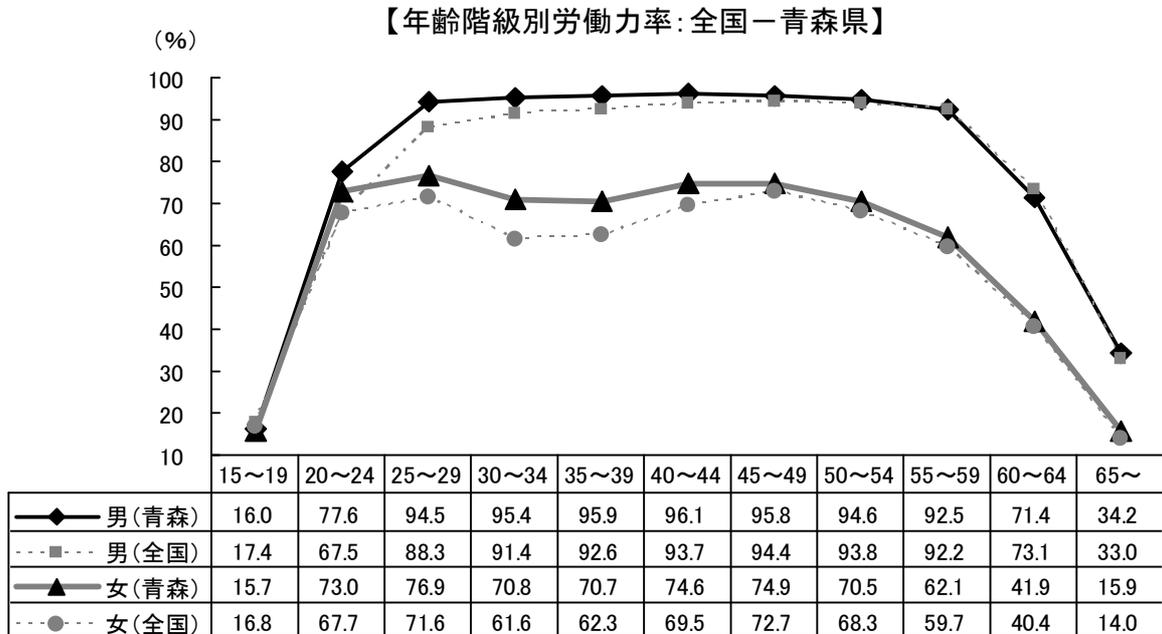
【家族類型別世帯数の推移：青森県】



【出典】総務省「国勢調査(時系列データ)」

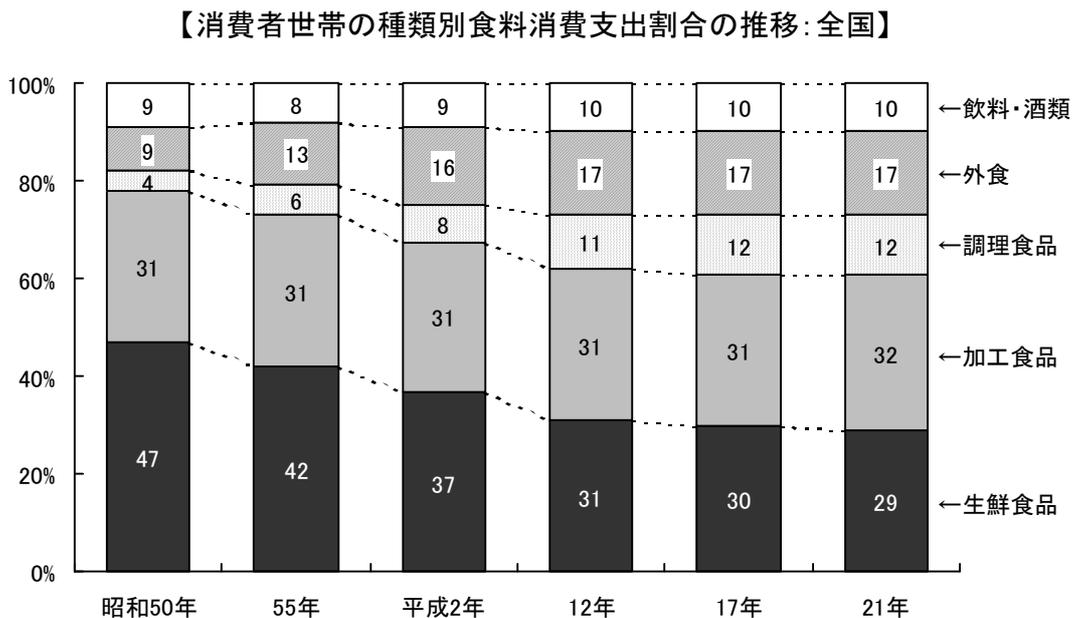
## (2) 「食の外部化」「食の簡便化」の進展

○女性の社会進出や就業形態の変化、食生活の多様化等に伴い、外食や調理食品（中食）の消費が伸び、調理を家庭の外に依存する「食の外部化」や「食の簡便化」が進んできました。



[出典] 総務省「平成17年国勢調査」

注 年齢階級別労働力率 … その年齢階級の人口のうち、労働力として経済活動に参加している人の割合



[出典] 農林水産省「平成21年度食料・農業・農村白書」

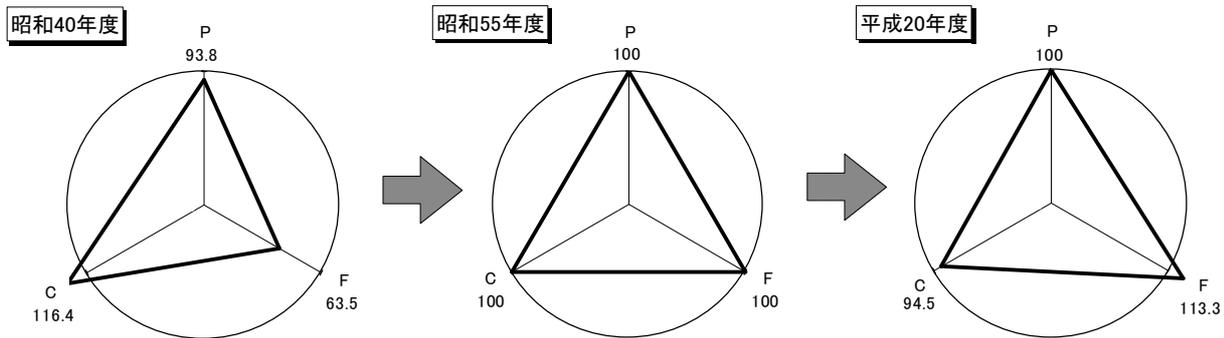
## 2 食生活と健康

### (1) 食生活の変化

○昭和55年頃には、米を中心に野菜、水産物、畜産物など多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」が実現されていました。

○しかし、近年は、当時の理想的な「PFC(たんぱく質、脂質、炭水化物)バランス」が崩れ、米などの炭水化物の摂取が不足している一方、脂質の摂取過剰が続いています。

【PFC熱量比率の推移:全国】



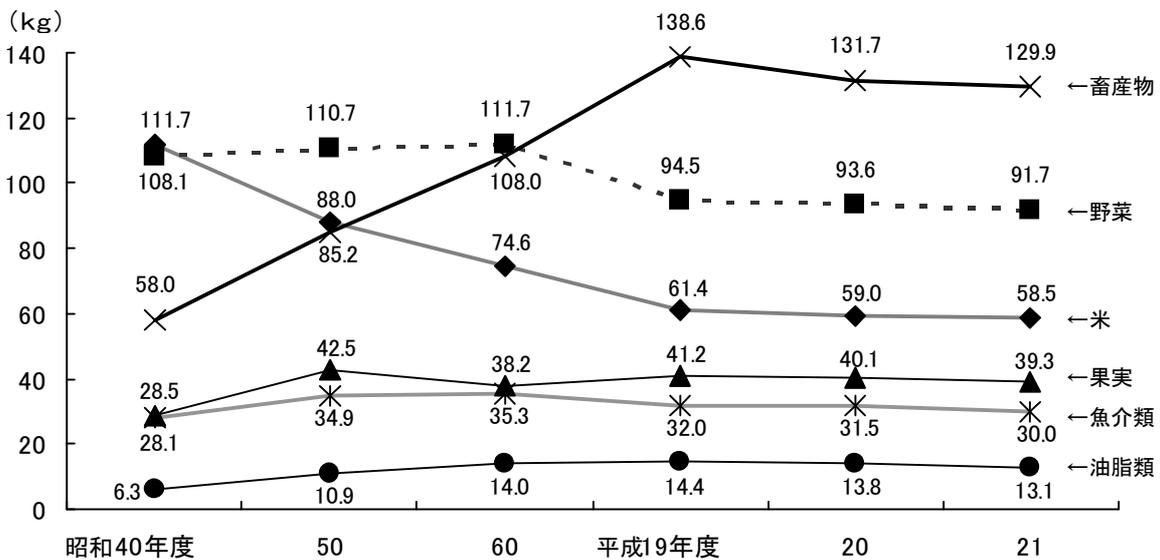
[出典] 農林水産省「平成21年度食料・農業・農村白書」

注1 PはProtein(たんぱく質)、FはFat(脂質)、CはCarbohydrate(炭水化物)

2 数値は、昭和55年度のPFC熱量比率(P:13.0%、F:25.5%、C:61.5%)を100とした時の指数

3 たんぱく質は、昭和55年度と平成20年度では変化が認められませんが、たんぱく質の摂取源として肉、卵、乳類といった畜産物の割合が増えています。特に肉類の摂取量の増加は、脂肪摂取量の増加につながっており、肥満等の要因の一つと考えられています。

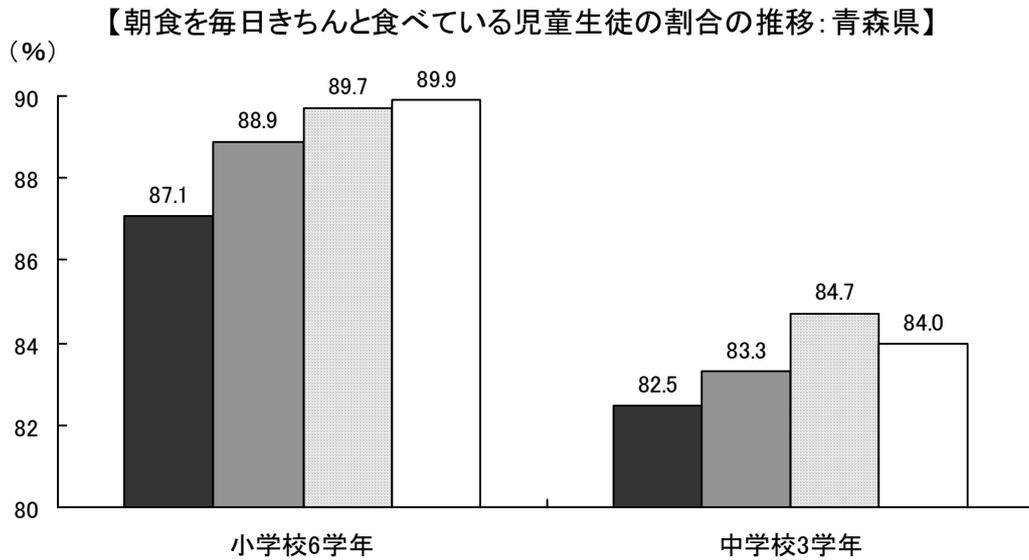
【国民1人当たりの年間消費量の推移:全国】



[出典] 農林水産省「食料需給表」

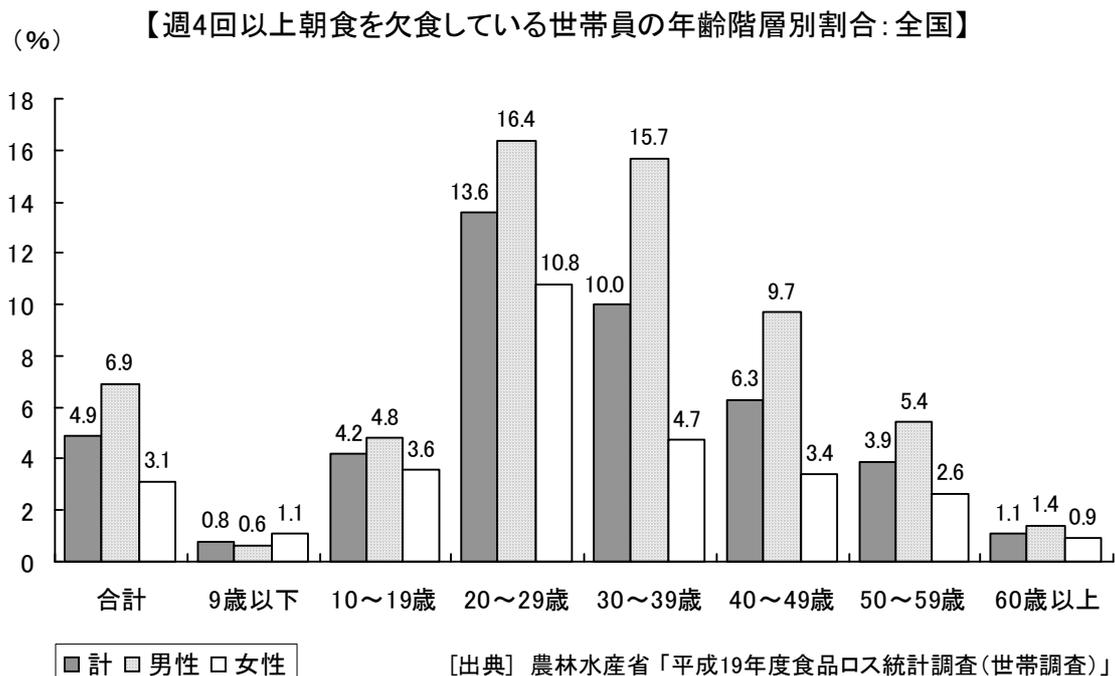
## (2) 食習慣の乱れ

- 家庭や学校における食育の推進により、朝食を毎日きちんと食べている児童生徒の割合は伸びてきています。
- 一方、朝食の欠食は、20～30歳代で多い状況です。



■平成19年度 ■20年度 □21年度 □22年度 [出典] 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

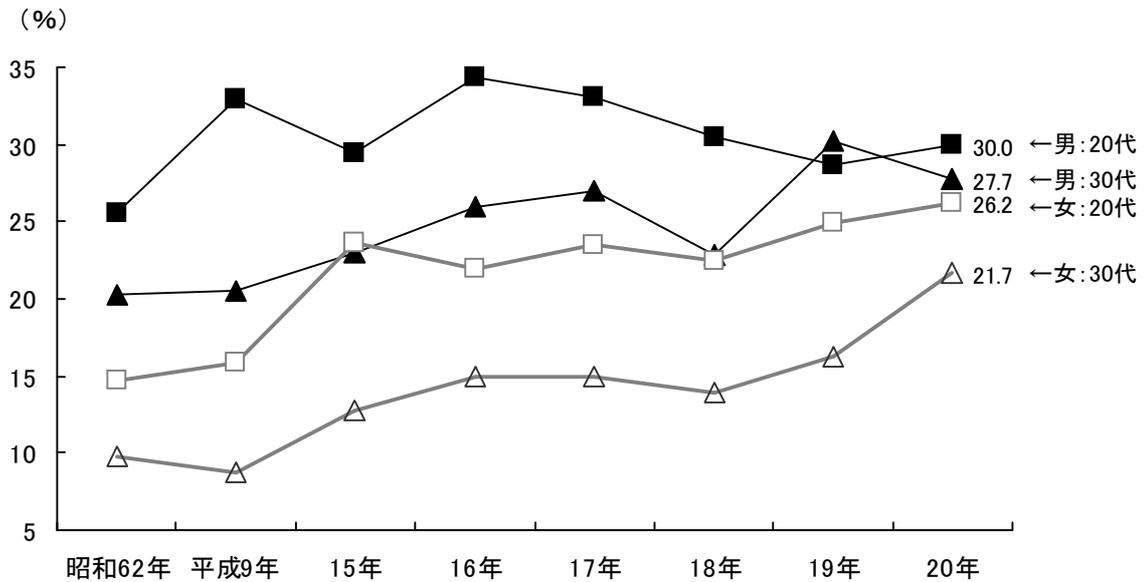
注 グラフの数値は、毎日確実に朝食を摂っている割合であり、回答項目の「どちらかといえば食べている」「あまり食べていない」は含めていません。



■計 □男性 □女性 [出典] 農林水産省「平成19年度食品ロス統計調査(世帯調査)」

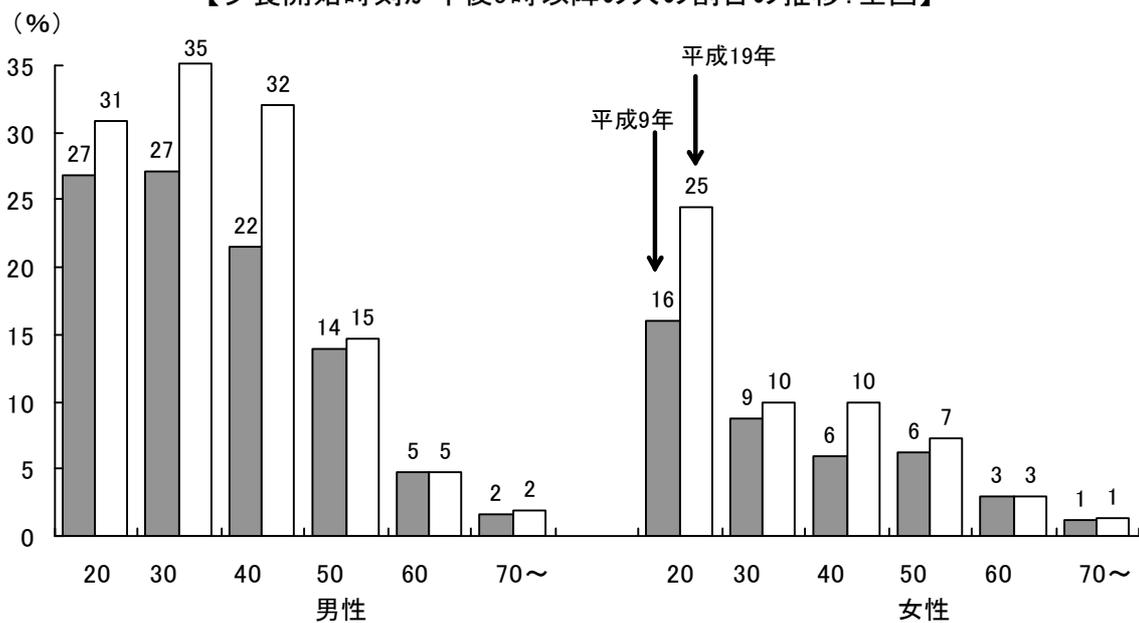
- 20～30歳代の朝食欠食率は、年々、増加傾向にあります。
- 一方、夕食の開始時刻は、男性で20～40歳代、女性では20歳代で午後9時以降となっている人の割合が増加しています。遅い時間に夕食を摂ることで、摂取したエネルギーが消費されず肥満につながったり、朝の食欲不振を招くことで、朝食の欠食を招いていることが考えられます。

【朝食欠食率の推移:全国】



【出典】農林水産省「平成21年度食料・農業・農村白書」

【夕食開始時刻が午後9時以降の人の割合の推移:全国】

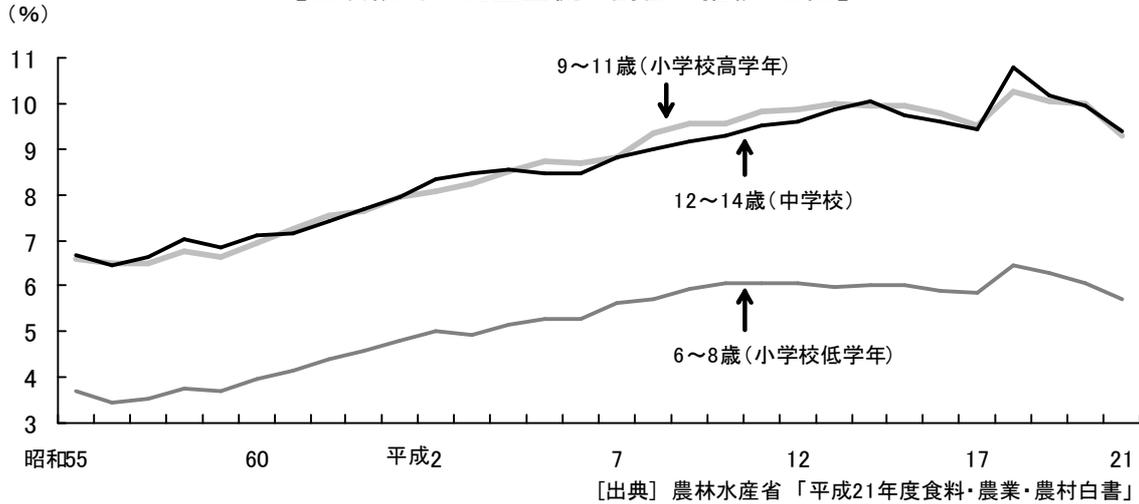


【出典】農林水産省「平成21年度食料・農業・農村白書」

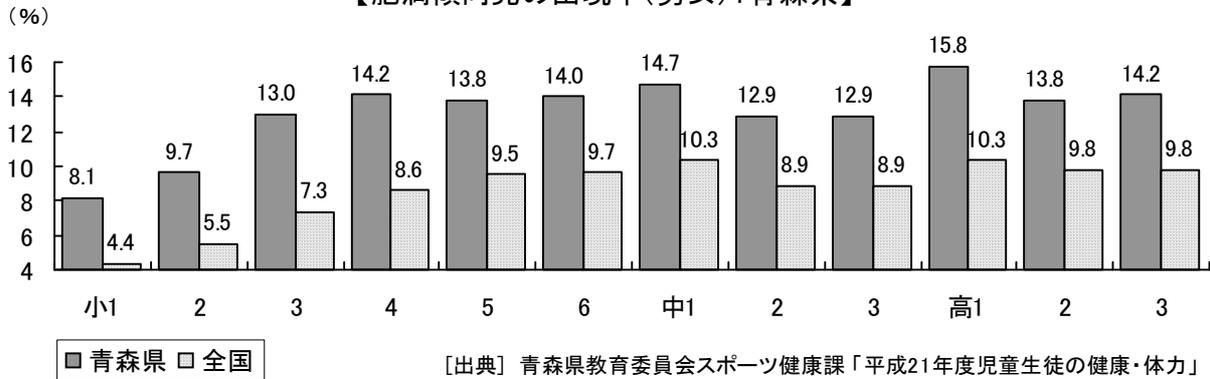
### (3) 食に関連する健康問題の増加

- 肥満傾向の児童生徒の割合は、全国的に平成18年度をピークに減少しています。本県においても、その割合は減少傾向にあります。本県の肥満傾向児の出現率は、すべての学年で依然、全国を大きく上回っている状況です。
- 一方、痩身（やせ）傾向児の出現率は、全国以下～並みとなっています。

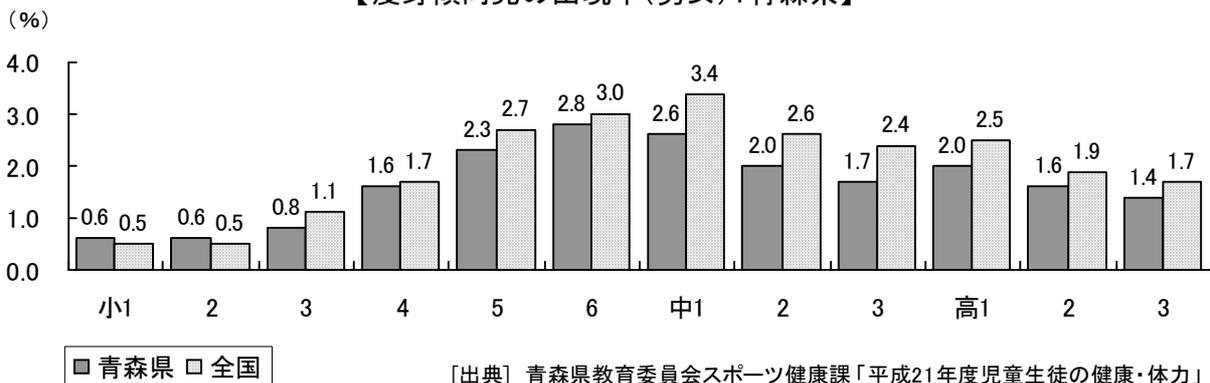
【肥満傾向の児童生徒の割合の推移：全国】



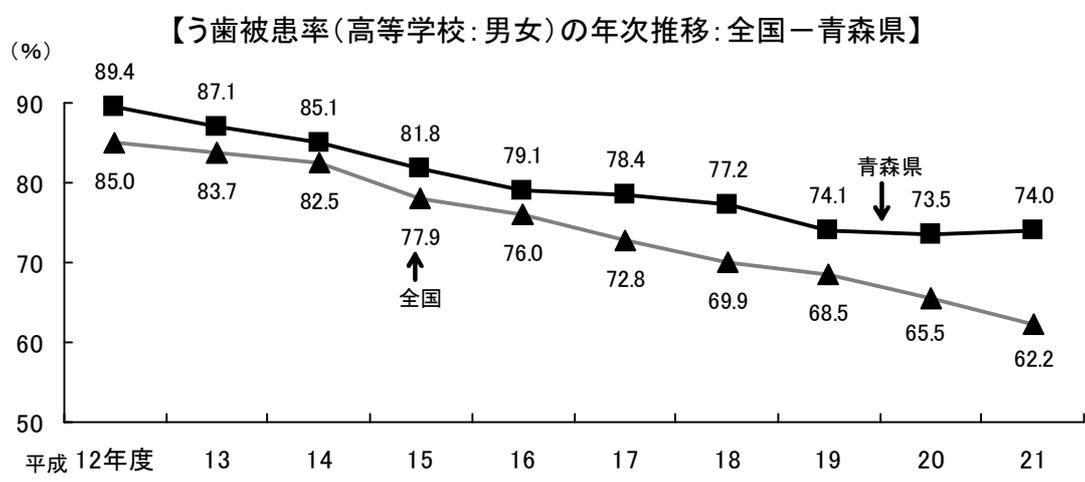
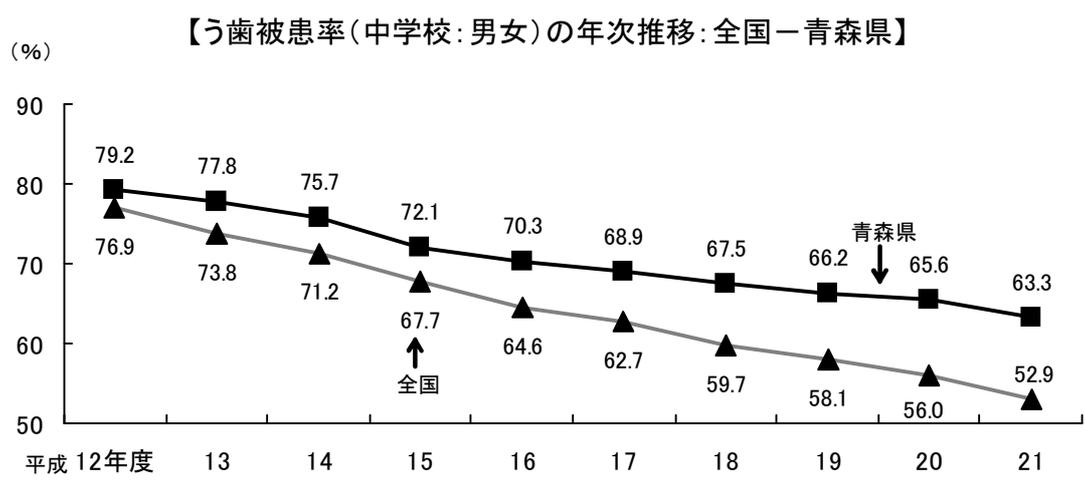
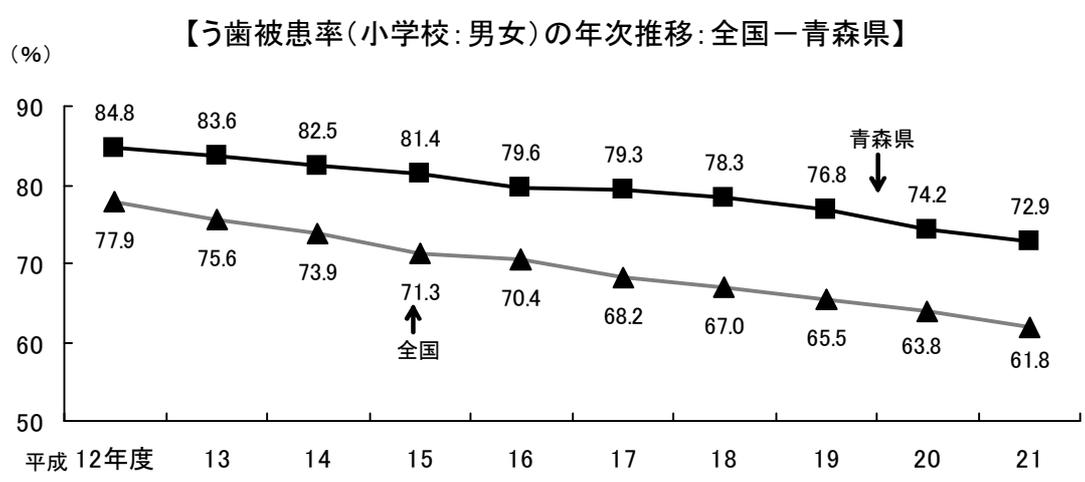
【肥満傾向児の出現率(男女)：青森県】



【痩身傾向児の出現率(男女)：青森県】



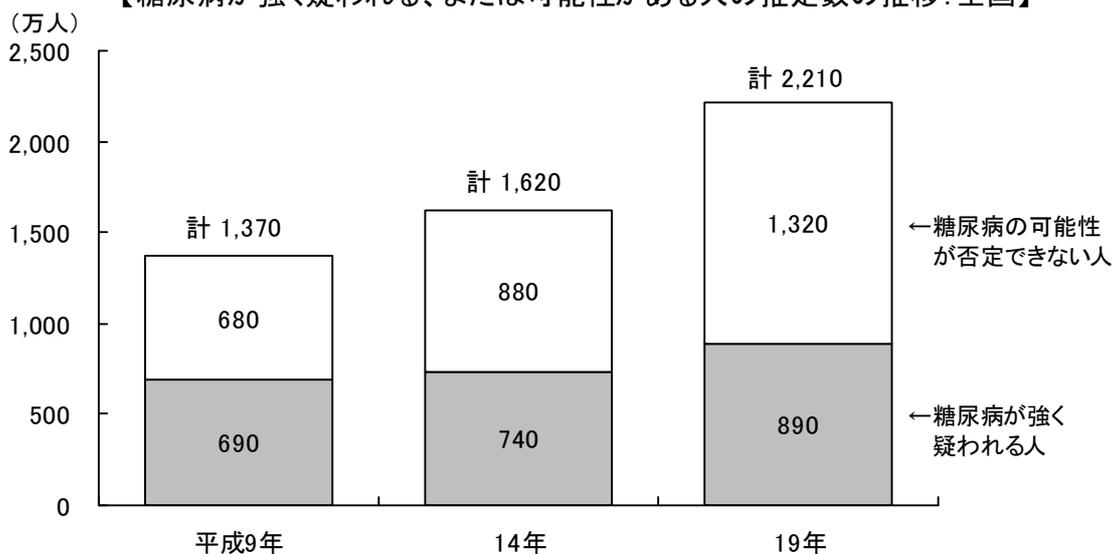
○本県では、小学校、中学校、高等学校とも、う歯（虫歯）被患率は減少傾向にありますますが、全国と比較すると、各校種とも平成21年度は全国を10ポイント以上も上回っています。



[出典] 青森県教育委員会スポーツ健康課「平成21年度児童生徒の健康・体力」

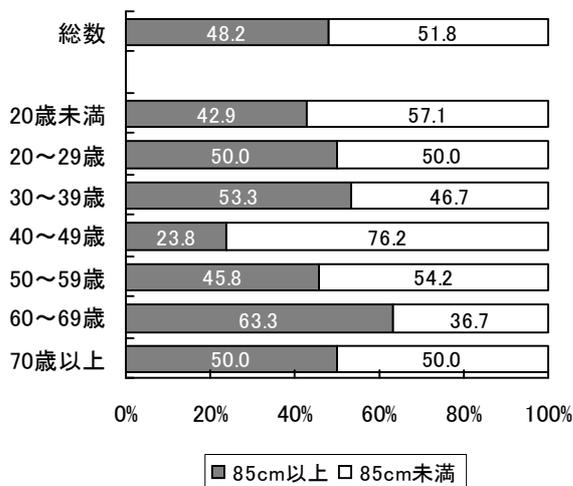
- 生活習慣病は食と関係が深いとされますが、その代表である糖尿病が強く疑われる人、その可能性が否定できない人は、全国で合わせて2,210万人と推定されています。
- また、生活習慣病と密接に関係する内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）については、腹囲（男性85cm以上、女性90cm以上）だけでみた場合、その可能性がある県民は、男性で約2人に1人、女性で約5人に1人となっています。

【糖尿病が強く疑われる、または可能性がある人の推定数の推移：全国】

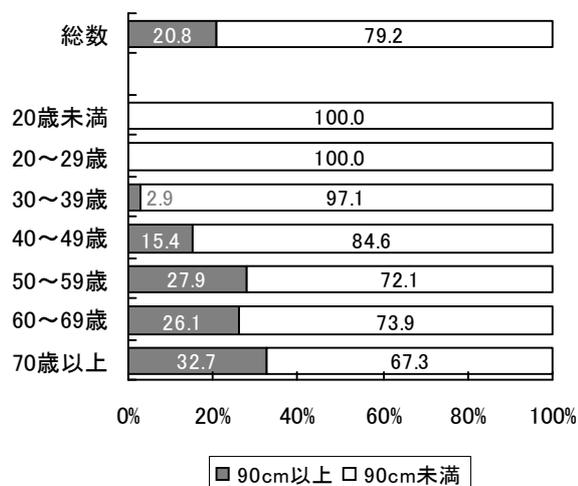


[出典] 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

【腹囲の状況(男)：青森県】



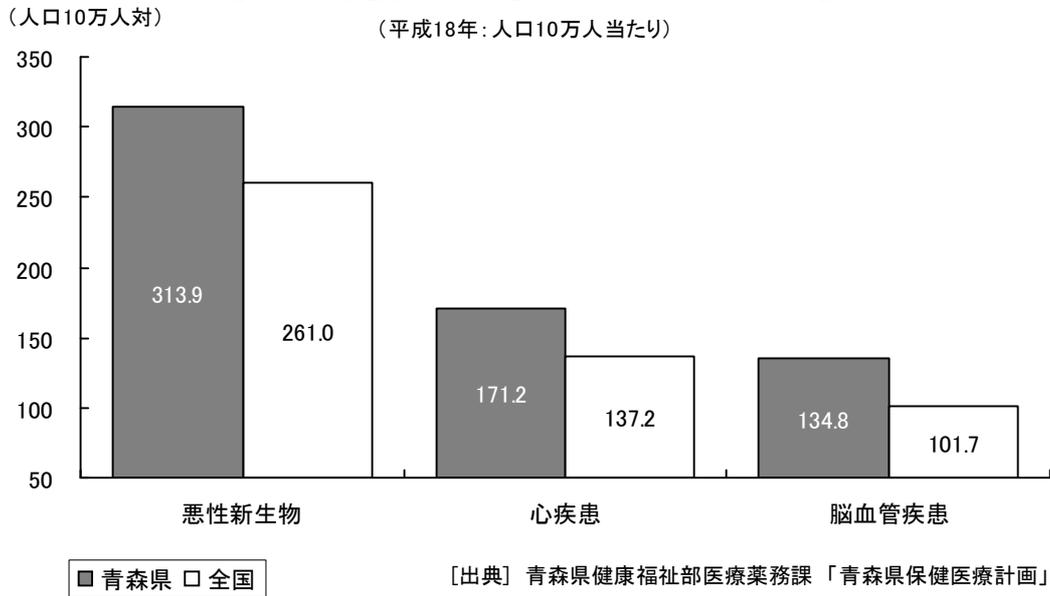
【腹囲の状況(女)：青森県】



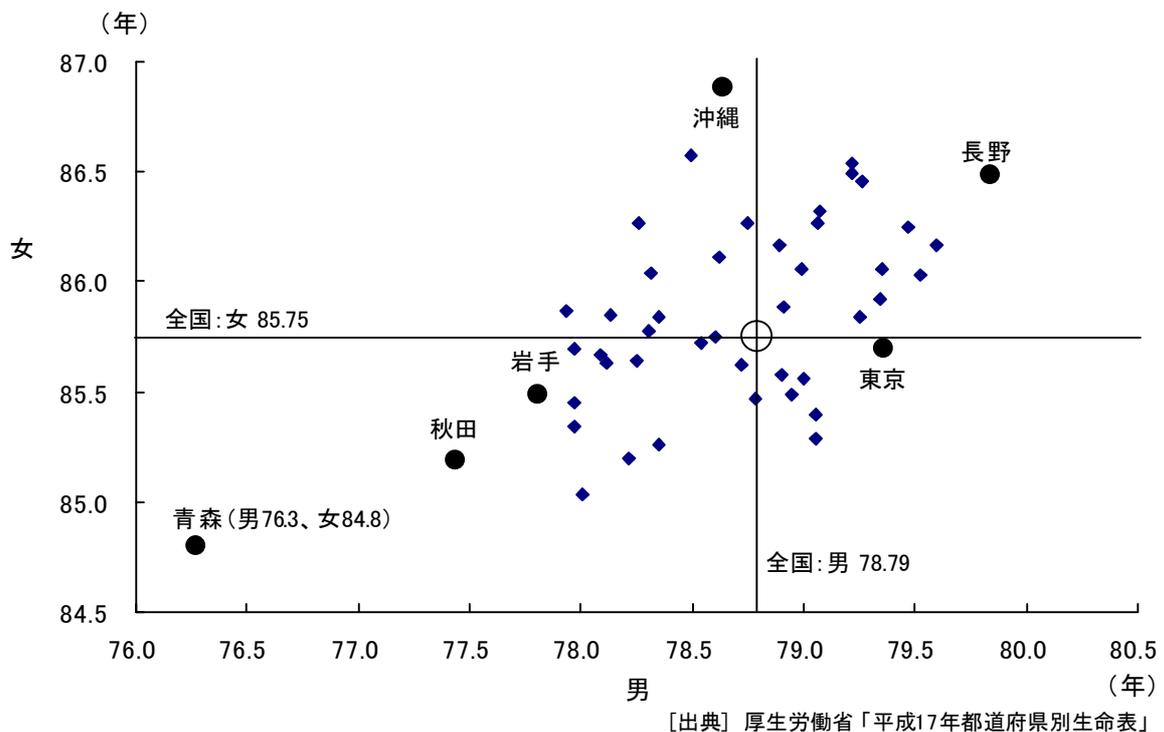
[出典] 青森県健康福祉部保健衛生課「平成17年度青森県県民健康・栄養調査結果」

- 本県の主要死因をみると、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などのいわゆる「生活習慣病」が上位を占めており、死亡率は全国を上回っています。
- また、本県の平均寿命は、男女ともに最下位グループに属しています。

【3大生活習慣病による死亡率：全国一青森県】



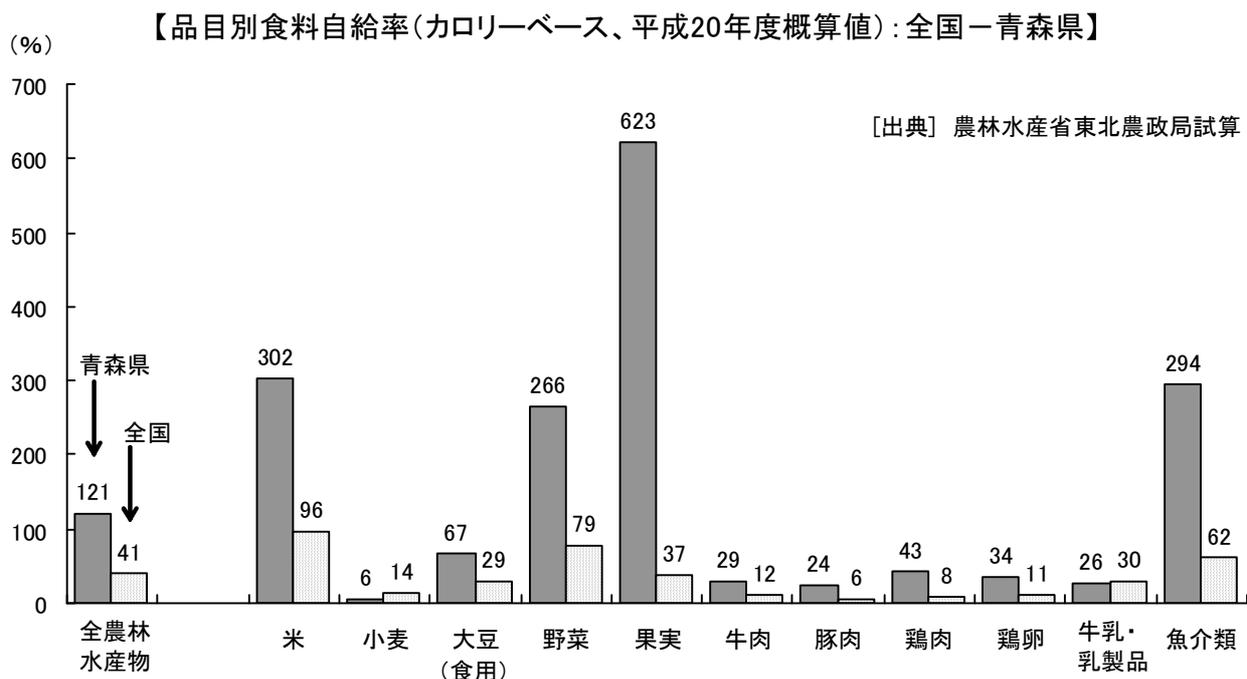
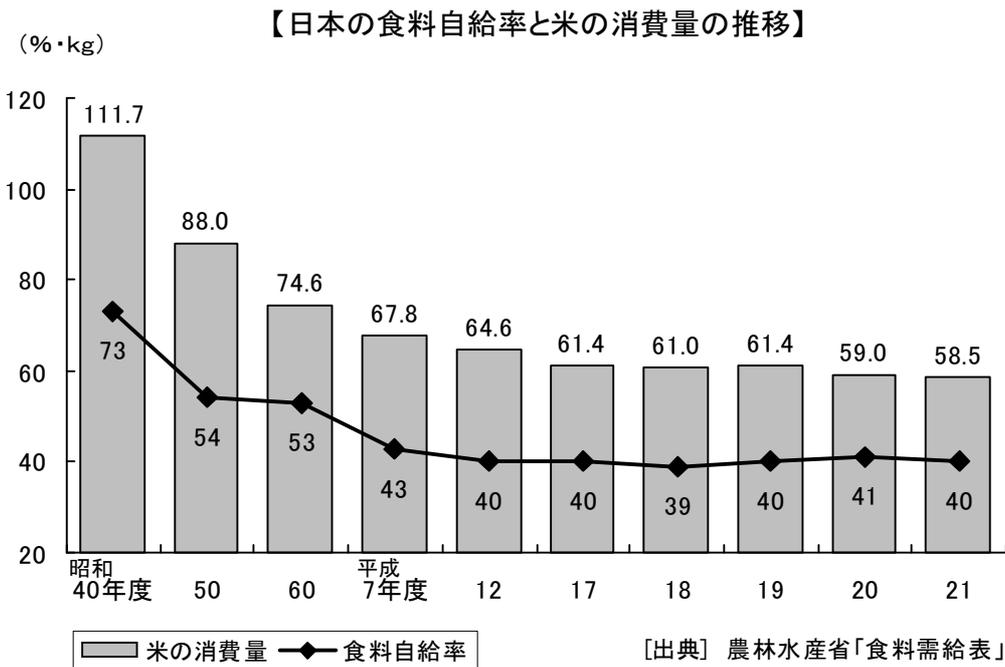
【都道府県別平均寿命(男一女：平成17年)】



### 3 食と食に関する産業

#### (1) 食料自給率の変化

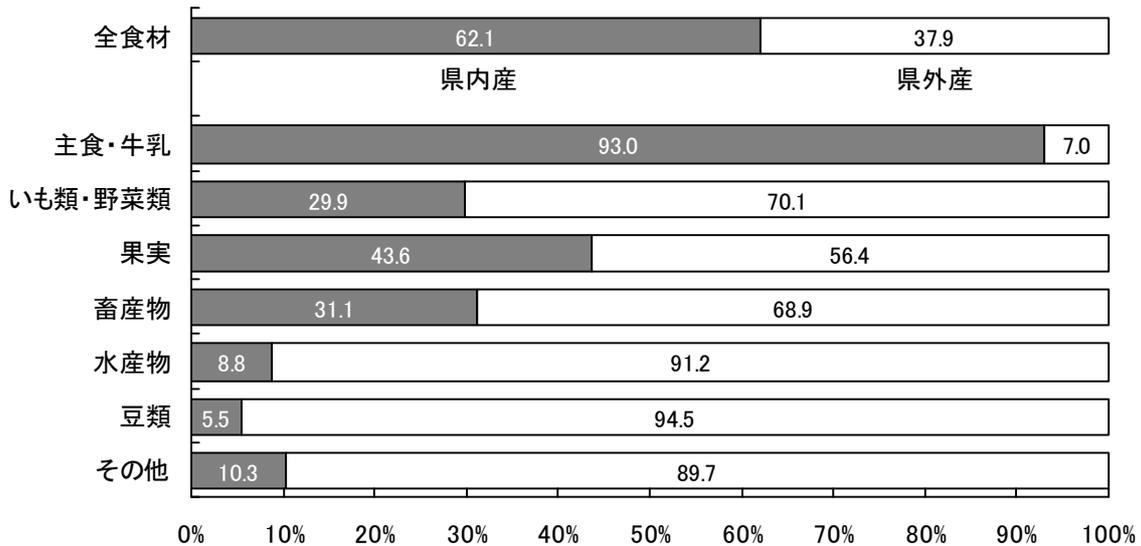
○日本の食料自給率（カロリーベース）は、昭和40年度の73%から大きく低下しています。  
 また、国民1人当たりの米の消費量も低迷し、平成20年度からは60kgを下回っています。  
 ○一方、本県の食料自給率（カロリーベース）は121%と、食料供給力が極めて高くなっています。



## (2) 進んできた地産地消

- 学校給食における地場産物の利用割合（使用量ベース）は約62%と高い状況ですが、今後、利用率の低い「水産物」「いも類・野菜類」等の利用を高めていく必要があります。
- 生産者の顔が見える農林水産物を購入できる産地直売施設は年々増加しており、販売金額も伸びてきています。

【学校給食における県産食材利用率(平成20年度):青森県】

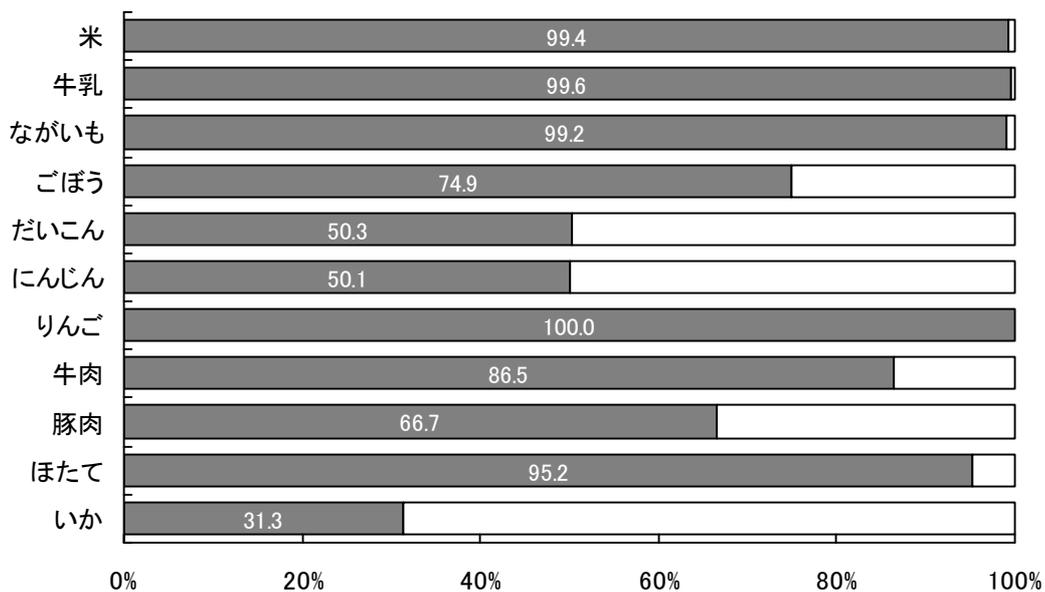


[出典] 青森県農林水産部総合販売戦略課「平成20年度学校給食における県産食材使用量調査」

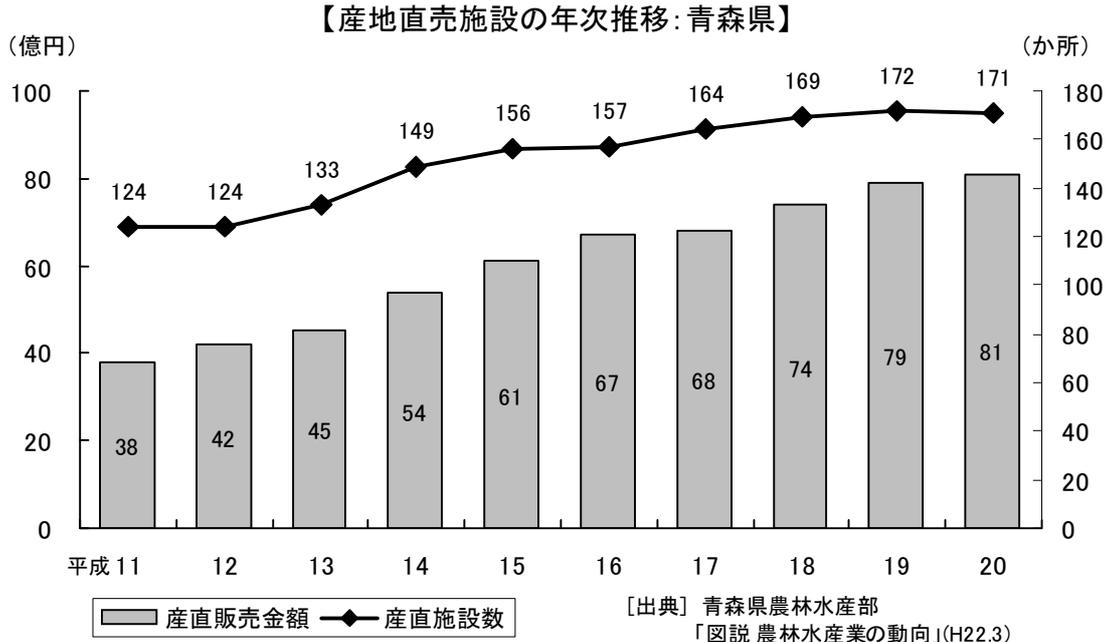
注1 利用率は使用量ベースで、加工品を含みます。

- 2 「主食」とは米、パン(米粉パン含む)、麺類を、「水産物」とは青森県内水域で水揚げしたもの、「その他」とは山菜類、種実類をいいます。

【主な県産品の食材利用率(平成20年度):青森県】

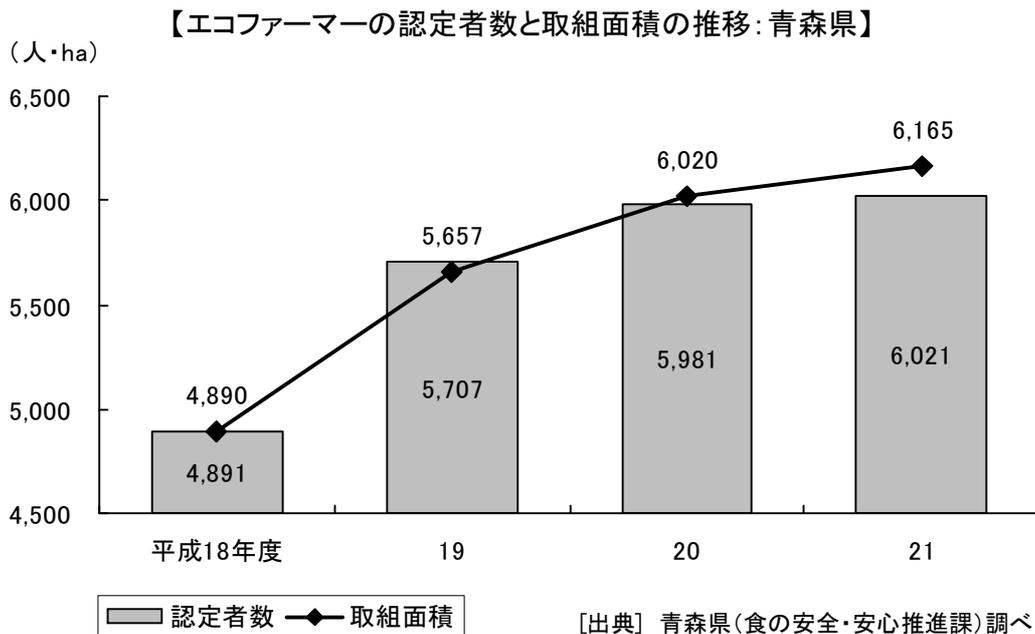


[出典] 青森県農林水産部総合販売戦略課「平成20年度学校給食における県産食材使用量調査」



### (3) 環境に配慮した農業の進展

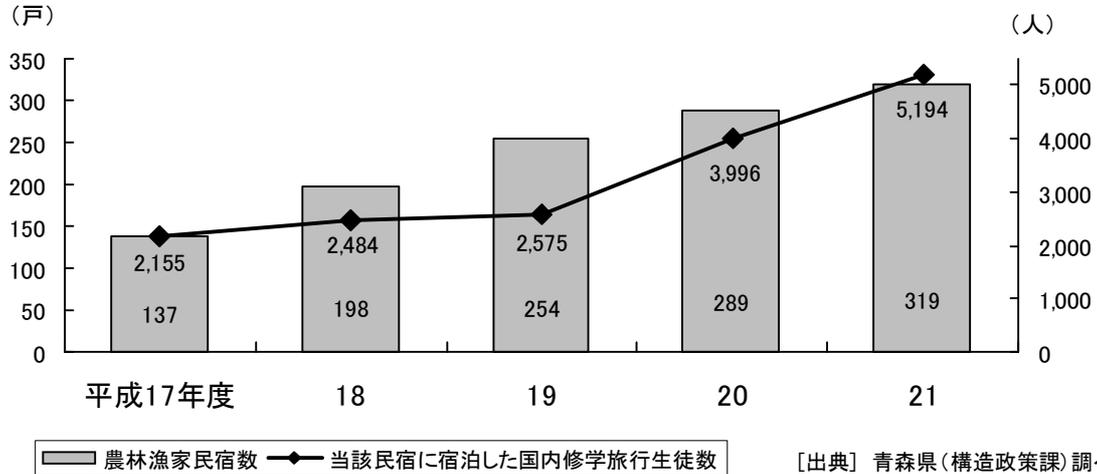
○化学肥料や化学合成農薬の使用を通常の栽培より抑えたり、土づくりをするなど、環境と調和のとれた生産に取り組む「エコファーマー」は年々増加し、県内で6,021名にも上ります。



#### (4) 伸びゆくグリーン・ツーリズム

○農林漁家民宿数は319戸で、平成17年度の137戸から大幅に増加しています。また、農林漁家民宿に宿泊し、農業体験を行った国内からの修学旅行生も約5,200名と大幅に増えています。

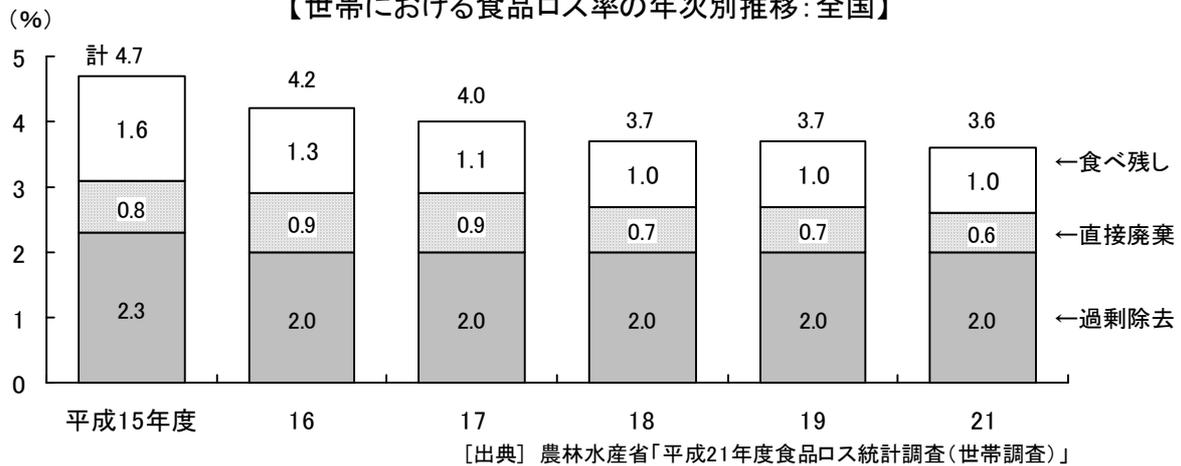
【農林漁家民宿数と、そこに宿泊した国内修学旅行生徒数：青森県】



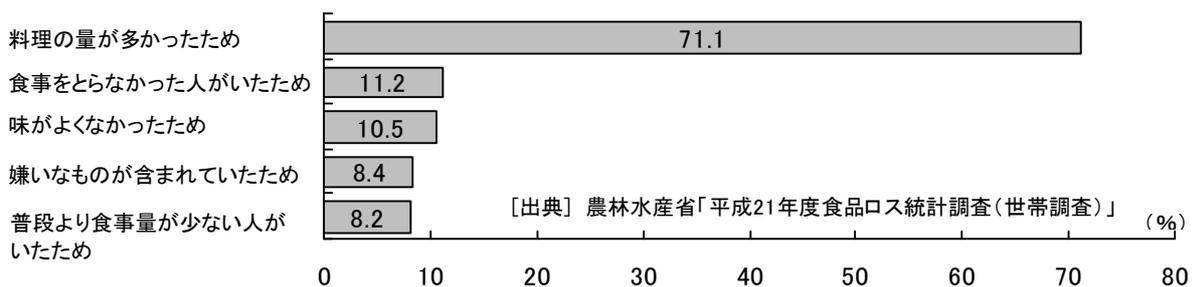
#### (5) 食品の廃棄（食品ロス）

○世帯における食品ロス率は年々改善されており、平成21年度は3.6%となっています。  
○食品の購入量や調理する量を適正にしたり、保存方法や取扱い等に配慮することで、さらなる低減が期待できます。

【世帯における食品ロス率の年次別推移：全国】



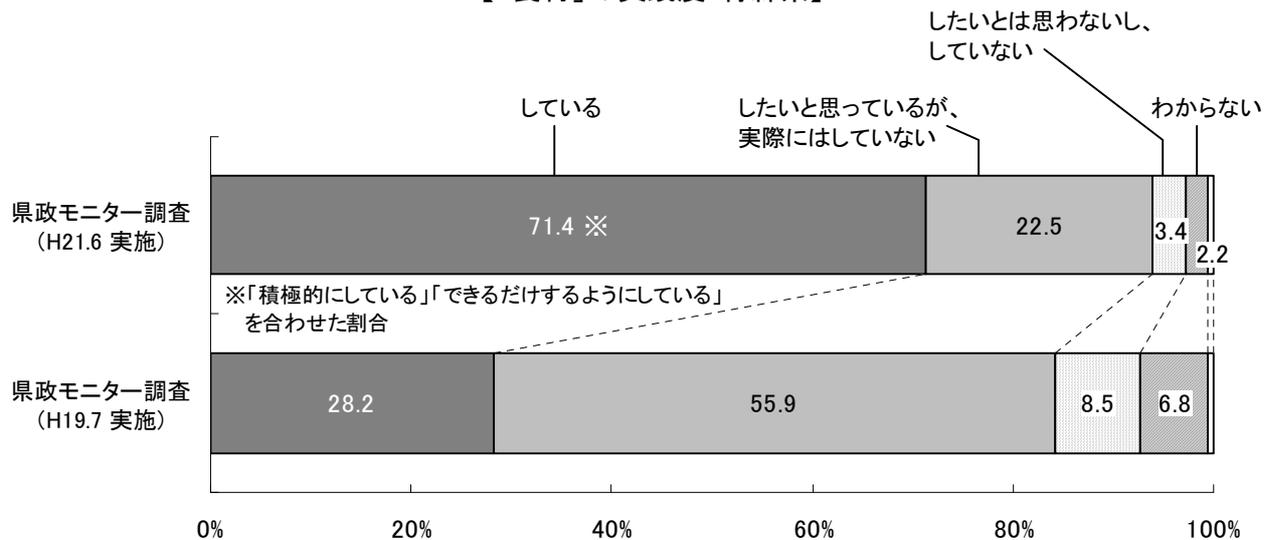
【食卓に出した料理を食べ残した理由(複数回答：平成21年度)：全国】



## 4 「食育」に対する県民の意識

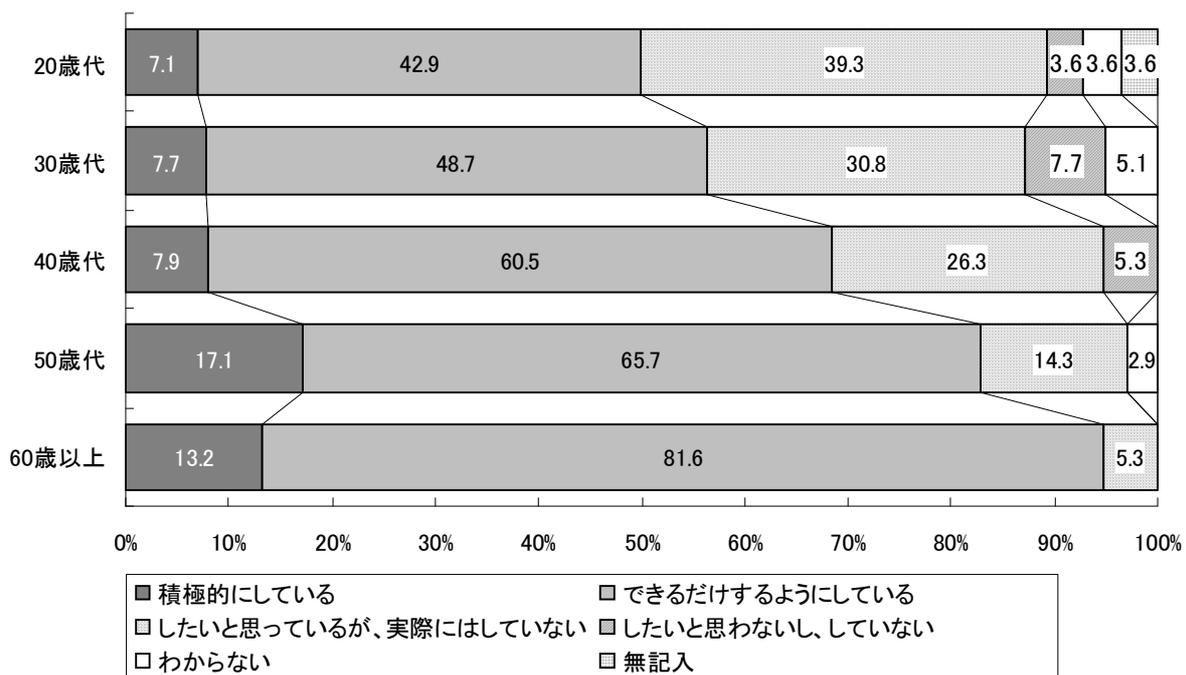
- 食育に取り組んでいる人の割合は、前回調査より約43ポイント増え、食育が生活に浸透してきていることがうかがわれます。
- しかし、食育に取り組んでいない人が20～40歳代で多いことから、これらの世代に対し、継続して食育を啓発していく必要があります。

【「食育」の実践度：青森県】



【出典】平成21年度県政モニターアンケート「県民の食育と食の安全に関する意識調査」(平成21年9月)

【食育の実践度(年代別)：青森県】



【出典】平成21年度県政モニターアンケート「県民の食育と食の安全に関する意識調査」(平成21年9月)

## 1 第1次計画

県では、食育推進の成果を客観的に把握するため、第1次計画に4項目の推進指標（目標年度：平成22年度）を設定しています。これら推進指標の達成状況と今後の課題は、次のとおりです。

達成度の判定	◎	「目標値」を達成した場合
	○	「現状値」が、「策定時の現状値」（以下「策定時」といいます。）と「目標値」の範囲の6割を超えた場合 $\frac{\text{現状値} - \text{策定時}}{\text{目標値} - \text{策定時}} > 0.6$
	△	「○」に達しない項目

### (1) 市町村食育推進計画の作成

40市町村中、30市町村が策定済みであり、全国の市町村の策定率39.5%（平成22年9月末現在）を大幅に上回っていますが、目標値には達していません。地域に密着したきめ細かな食育活動を計画的に展開する上で、市町村における食育推進計画は基本となるものですので、今後も継続して策定を進めていく必要があります。

策定時の現状値	現状値	目標値	達成度
—	75.0% (H23.3)	100%	○

注 「現状値」は、県（食の安全・安心推進課）調査。

### (2) 食育に関心を持っている県民の割合

県民運動として食育を普及・啓発してきた結果、食育に関心を持っている県民の割合は目標値を上回っています。今後もこの割合を維持・向上させていくことが求められます。

策定時の現状値	現状値	目標値	達成度
—	93.3% (H21)	90%以上	◎

注 「現状値」は、平成21年度第1回県政モニターアンケート「県民の食育と食の安全に関する意識調査」。

### (3) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている県民の割合

「食事バランスガイド」をはじめ、「6つの基礎食品」などを参考に食生活を送っている県民が多いのが現状です。今後はこの割合をより向上させていくほか、理解度、活用度を高めていくことが大切です。

策定時の現状値	現状値	目標値	達成度
—	75.6% (H22)	60%以上	◎

注 「現状値」は、県（食の安全・安心推進課）調査。「食事バランスガイド」のほか、「食生活指針」「3色食品群分類表」「6つの基礎食品」「日本人の食事摂取基準」などを食生活の参考にしている県民の割合。

### (4) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合

食品の安全性について正しい知識を持っている県民の割合は、目標値を上回っています。今後も消費者、生産者、食品関連事業者、行政等の関係者間での意見交換（リスクコミュニケーション）や、正しい情報提供に努めていく必要があります。

策定時の現状値	現状値	目標値	達成度
—	74.1% (H22)	60%以上	◎

注 「現状値」は、県（食の安全・安心推進課）調査。



## 2 行動プラン

行動プランには、14の指標（目標年度：平成22年度）が設定されています。

行動プランの目標値は、青森県食育推進会議や協力団体、食育関係者・機関・団体等が、食育推進のために実施する活動量や期待値として位置付けられています。

### ■家庭における食育の推進

#### (1) 食育ボランティア登録数

県内各地域において、食育ボランティアは増えています。食育は、地域に密着した取組として進めていくことが大切であることから、ボランティア数の増加はもとより、地域で質の高い活動ができるような体制づくりも求められます。

策定時の現状値	現状値	目標値
902人 (H17)	3,084人 (H22)	1,100人

注 「策定時の現状値（以下「策定時」という。）」「現状値」とも、県（食の安全・安心推進課）調査。

#### (2) 朝食を毎日きちんと食べる子ども（7～14歳）の割合

参考値ですので正しく比較はできませんが、家庭や学校における食育推進の結果、児童・生徒の朝食欠食率は減少してきていることが推測されます。今後は、欠食率0%を目標としながらも、朝食の内容の充実や、朝食時における孤食の解消に努める必要があります。

策定時の現状値	現状値	目標値
97.0% (H17)	[参考値] 小6： 99.4% 中3： 98.4% (H22)	100%

注 「策定時」は、「平成17年度青森県県民健康・栄養調査」。「97.0%」は、朝食の欠食率（欠食とは「何も食べない」「菓子・果物などのみ」「錠剤などのみ」をいう。）を100%から差し引いた値。本調査は5か年ごとに実施されており、次回調査は平成22年度で、結果公表は23年度であるため、現状値はありません。なお、「現状値」の参考値として、「平成22年度全国学力・学習状況調査（青森県一小学校第6学年・中学校第3学年）」があり、「朝食を食べている」「どちらかといえば食べている」「あまり食べていない」の合計値では、「小学校第6学年 99.4%」「中学校第3学年 98.4%」となっています。

### (3) 野菜の摂取量（青少年期以降）

参考値ですので正しく比較はできませんが、野菜の摂取量は、目標値に達していないことが推測されます。野菜の摂取は、生活習慣病の予防にもつながることから、多様な野菜が生産されている本県の特性を生かし、摂取量の増加に向けた取組を展開していく必要があります。

策定時の現状値	現状値	目標値
277g (H17)	[参考値] 男性：303.4g 女性：280.3g (H19)	350g

注 「策定時」は、「平成17年度青森県県民健康・栄養調査」。

「現状値」の参考値として、「平成20年版食育白書」（内閣府）で活用されている「平成19年度厚生労働科学研究『都道府県等の生活習慣病リスク因子の格差及び経年モニタリング手法に関する検討』」のデータがあり、本県の野菜摂取量（20歳以上）は、「男性 303.4g」、「女性 280.3g」となっています。

### (4) 教育ファームがある市町村数

目標値を大きく上回る25市町村において、教育ファームを計画的に進めています。教育ファームは、農林水産業や食について理解を深めるよい機会であることから、今後も市町村が主体的に取り組むことが求められます。

策定時の現状値	現状値	目標値
3市町村 (H18)	25市町村 (H23.2)	6市町村

注 「策定時」は、県（食の安全・安心推進課）調査。「現状値」は、農林水産省東北農政局青森農政事務所調査。ここでいう「教育ファームのある市町村数」とは、市町村食育推進計画の中で、教育ファームの推進計画を位置付けている市町村数です。

## ■学校・幼稚園・保育所等での食育の推進

### (5) 食に関する指導計画を作成している学校数

学校における食育は、「食に関する指導に係る全体計画」を作成し、学校教育活動全体をとおして計画的に行うことが重要です。

今後も学校に対して、計画策定に向けた働き掛けをする必要があります。

策定時の現状値	現状値	目標値
—	74% (H22)	100%

注 「現状値」は、県教育庁(スポーツ健康課)調査。「現状値 74%」の内訳は、「小学校 80%」「中学校 61%」。

## (6) 食に関連した体験学習に取り組む学校数

食に関する考え方が形成される子どもの時期に、農林水産業をはじめとする食の体験をとおして、食への関心と理解を深めることは非常に重要です。今後も地域の農林漁業者等と連携して、食に関連した体験学習に取り組んでいくことが求められます。

策定時の現状値	現状値	目標値
80% (H18)	86% (H22)	100%

注 「策定時」「現状値」とも、県教育庁（スポーツ健康課）調査。「現状値 86%」の内訳は、「小学校 97%」「中学校 63%」。

## (7) 学校給食における地場産物の利用割合（食材数）

地場産物を活用した学校給食は、食に関する指導の「生きた教材」であり、子どもが実感を持って地域の自然、食文化、産業等に理解を深め、食への感謝の気持ちを醸成する効果を与えます。今後も、地域の農林漁業者等との連携・協力のもと、地場産物の利用率向上に努めていくことが必要です。

策定時の現状値	現状値	目標値
30% (H18)	47% (H21.11)	50%

注 「策定時」「現状値」とも、県教育庁（スポーツ健康課）調査。

## (8) 衛生管理危機管理マニュアルを整備している学校給食施設

学校給食は大量調理、多人数喫食という条件から、食中毒や異物混入が発生すると大規模な事案に発展しやすい特徴があります。このため、マニュアルに基づく食品の安全性確保が有効です。今後もできるだけ多くの学校給食施設でマニュアルが整備されるよう、働き掛けていくことが求められます。

策定時の現状値	現状値	目標値
55% (H18)	80% (H22)	100%

注 「策定時」「現状値」とも、県教育庁（スポーツ健康課）調査。

## ■地域や社会全体での食育の推進

### (9) 肥満者の割合（成人肥満者の割合）

参考値ですので正しく比較はできませんが、肥満者の割合は目標値には達していないものと推測されます。生活習慣病の予防・改善の観点から、適正体重の維持を意識付けるとともに、食生活の改善、適度な運動等と関連させた食育や、外食栄養成分表示店の増加等といった環境づくりなど、地域や企業等において今後も継続して実施していくことが求められます。

策定時の現状値	現状値	目標値
男性： 33.7% 女性： 27.1% (H17)	[参考値] 男性： 29.6% 女性： 33.4% (H19)	25%以下 20%以下

注 「策定時」は、「平成17年度青森県県民健康・栄養調査」。「現状値」の参考値として、既出の「平成19年度厚生労働科学研究」では、本県の肥満者の割合が「男性（20～69歳）29.6%」、「女性（40～69歳）33.4%」となっています（女性の場合、20～39歳の数値が反映されていませんので、割合が高めとなっている可能性があります）。

### (10) むし歯のない3歳児の割合

豊かな食生活を楽しむためには、歯の健康が大切なことから、幼児期からの口腔ケアが大切です。また、よく噛むことが肥満の防止につながるなど、健康に与える効果も大きいことから、今後も、子どもの頃からよく噛み、よく味わう習慣の形成を図る必要があります。

策定時の現状値	現状値	目標値
55.9% (H17)	62.5% (H21)	70%以上

注 「策定時」「現状値」とも、市町村で実施している「3歳児歯科健康診査」。

## ■農林水産業等での食育の推進

### (11) 食育に関する体験交流、情報発信などの取組を行っている農協・漁協数

県民が、環境と調和のとれた本県の農林水産業や、豊かな農林水産物に対する理解を深めるためには、農林水産業関係者と消費者との体験交流や、消費者への情報提供が大切です。これらの活動には継続性が求められることから、今後とも取組を推進していく必要があります。

策定時の現状値	現状値	目標値
—	61.4% [農協：100.0%、漁協：53.2%] (H22)	100%

注 「現状値」は、県（食の安全・安心推進課）調査。

## (12) 環境にやさしい農業に取り組む農業者（エコファーマー）数

県内では、環境にやさしい農業生産を行うエコファーマーが増えています。今後も、環境に配慮した生産活動の取組を推進していくことが求められています。

策定時の現状値	現状値	目標値
4,891人 (H18)	6,021人 (H21)	5,800人

注 「策定時」「現状値」とも、県（食の安全・安心推進課）調査。

## (13) 食育現場におけるDVD等りんご教材の利用度

本県は、日本一のりんご生産県であることから、安全・安心でおいしい県産りんごを「生きた教材」として食育に活用しています。りんごの生産、栄養等に対する理解を深める各種教材の利用率は高く、今後もその活用が求められています。

策定時の現状値	現状値	目標値
0% (H18)	72% (H21)	50%

注 「策定時」「現状値」とも、県（りんご果樹課）調査。

「現状値」は、食育プロモートDVD「青森りんご物語ーりんごのキモチ」のほか、冊子「青森りんご」「りんごの赤はママの愛」の利用度。

## ■食関連産業での食育の推進

## (14) 食品系バイオマス資源の利活用割合

家庭、学校における食べ残しや、食品関連事業者における食品廃棄物の抑制を目的に、食と人口問題、環境問題についての情報提供や、賞味期限など食品表示に係る講習会を展開してきました。また、食品ロスの削減と並行して、これら食品残さをバイオマス資源として有効活用していく取組を進めてきました。今後も食料問題や環境に配慮した継続的な取組が必要です。

策定時の現状値	現状値	目標値
48.2% (H14)	— (H23に調査予定)	80%

注 「策定時」は、「あおり・バイオマス利活用総合戦略」（平成16年3月 青森県）の数値。

## 第4章

# 青森県が目指す食育の方向

## 1 目 標

### 【目標】 健康で活力に満ちた「暮らし」の実現

- 県民一人ひとりが、食をとおして心身の健康を培い、豊かな人間性を育てていくためには、ライフステージに応じた望ましい食習慣を身に付けるとともに、バランスよく豊富に生産される本県の農林水産物を活用した地産地消の取組や体験活動の充実、多様な食文化の継承のほか、食の安全・安心に関する情報提供などを進めていくことが大切です。
- このため、第1次計画に引き続き、第2次計画においても「健康で活力に満ちた『暮らし』の実現」を目標に設定し、県と県民が協働して食育の推進に取り組みます。

## 2 基本方向

- この目標を実現するため、次の3つの基本方向を設定します。

### 【目標】 健康で活力に満ちた「暮らし」の実現

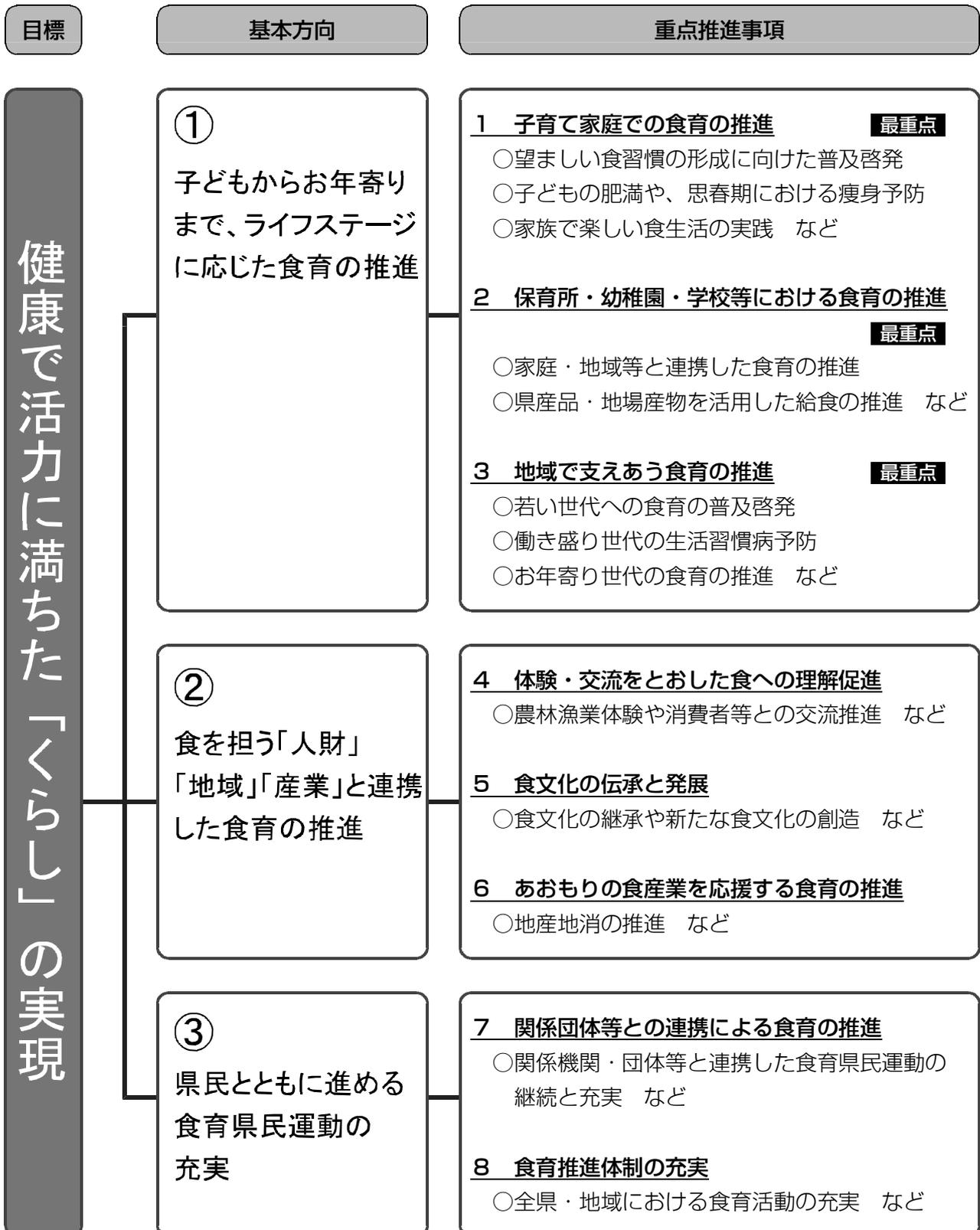
#### 基本方向

基本方向		
① 子どもからお年寄りまで、ライフステージに応じた食育の推進	② 食を担う「人財」「地域」「産業」と連携した食育の推進	③ 県民とともに進める食育県民運動の充実
家庭、保育所・幼稚園・学校等、地域において、それぞれの食育の取組の充実を図るとともに、相互の連携をより深め、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じたきめ細かな食育を進めます。	農林水産業が盛んな本県の特徴を最大限に生かし、農林漁業体験や食文化への理解を深める取組を促進するとともに、食育をとおして農林水産業を始めとする食産業や農山漁村の活性化を進めます。	県民一人ひとりが食育を理解し、主体的に実践していくことを支援するため、全県挙げての「いただきます！あおもり食育県民運動」を継続するとともに、全県及び地域において、効果的な食育活動を展開できるような体制づくりを推進します。

### 3 重点推進事項

●本県の食の現状と課題を踏まえ、目標を実現するため、3つの基本方向に沿って、次の8つの重点推進事項に取り組みます。

このうち、基本方向①の3つの事項については、「最重点推進事項」として取り組むこととします。



## 4 県と県民とが協働して進める食育

- 食育は幅広い取組であるため、家庭、保育所・幼稚園・学校等、地域、行政機関、各種団体等が、それぞれの特性を生かしながら様々な分野において協力し合い（＝協働）、その取組を進める必要があります。

つまり、食育のような県全体に関わり、かつ県民一人ひとりの食に関することについては、行政だけが担うのではなく、県民、地域、団体等が力と知恵を出し合って、担っていくことが大切です。



- 本章は、「県と県民とが協働して進める食育」という視点で、課題解決と目的実現のため、県民、地域、団体、行政等が主体的に取り組む内容等をまとめています。

「この取組は、この団体」というような規定はせず、できるだけ多くの団体等の積極的な参加を促す表現としています。

## 1 子育て家庭での食育の推進

【最重点推進事項】

## (1) 基本的な考え方

- 望ましい食習慣を身に付け、生涯をとおして健全な食生活を実践していくためには、子どもの頃からの食育が重要です。  
子どもは、自らの食生活を十分に管理することができません。子どもの食生活の大部分を担っているのは家庭であることから、保護者が食育への理解を深め、家庭で実践していくことが大切です。
- また、食事は栄養摂取だけでなく、だれと、どのように食べるかということも大事です。特に、家族とともに食事をする（共食）は食育の原点であり、家族のふれあい、食事マナーなど社会性を深めることにもつながり、豊かな人間関係の基礎を培います。  
そのほか、食事を一緒につくることで、食材の特徴や調理法、家庭の味などが親から子へ伝わるとともに、料理づくりへの関心と意欲が醸成されます。  
家庭は子どもの食育を進める上での「拠点」ともいえ、その役割は重要です。
- しかし、ライフスタイルの変化等により、家庭における食育の実践が難しくなっています。そこで、保育所・幼稚園・学校、地域、ボランティア、関係団体等が連携して、望ましい食習慣と食に対する豊かな心を持った子どもが育つよう、家庭における子どもの食育を支援していくことが望まれます。
- なお、家庭における食育を推進するに当たっては、多様な家庭環境があることを十分認識した上で、家庭の力を信頼し、長期的な視点で支援していくことが大切です。



## (2) 具体的な取組

### ア 望ましい食習慣の形成に向けた普及啓発

- 妊婦健診等の機会をとおして、妊娠期のうちから、子どもの食育への重要性を認識させるとともに、自分自身や家族の食生活の見直しもできるよう働き掛けていきます。
- 乳幼児健診での相談、食育セミナー等の講座、保護者参観や給食試食会、給食だよりなどの情報紙提供等の機会を利用して、保護者に対して、食に関する正しい知識の習得や、望ましい食習慣の形成に向けた普及啓発を行っていきます。
- 「早寝早起き朝ごはん」国民運動など、子どもの生活リズムを向上させる取組を進めます。
- 子どもの肥満や思春期における痩身など、食と関連の深い子どもの健康課題については、家庭、学校等、地域が連携し、望ましい食習慣の形成と運動との両面から取り組みます。

### イ 家族で楽しい食生活の実践と支援

- 楽しい会話のある「家族団らん」の食卓づくりを進め、家族と一緒に食べることの楽しさを感じられる食育を推進します。  
また、家族との食事をとおして、食に対して感謝する心や命の尊さ、地域の食文化に関する知識や正しい食事マナーを身に付けます。
- 料理づくりは家族が協力して行い、料理する力を育むこととおして食への関心を高め、食を選ぶ力や家族の健康を思いやる心を育てます。
- 家庭において、このような食生活が実践されるよう、保育所・幼稚園・学校等やボランティア等と連携し、家族で参加する料理教室など食に関する理解を深める機会や、食に関する情報を提供することに努めます。

### ウ 歯や口の健康の大切さの普及啓発

- 子どもの時期から、噛むことの大切さや噛みごたえのある食品を選ぶことの重要性を啓発し、よく噛んで食べる習慣の定着を図ります。
- 食生活を支える歯の健康を維持するため、子どもの頃から「食べたらずき」習慣の定着を進めます。

## エ 食べ残しなど「ムダ」のない食生活の推進

- 食材の購入量、料理する量を適正にし、自分に合った食べる量を理解するよう啓発します。
- 食品の消費期限、賞味期限を確認し利用するとともに、正しい保存・取扱方法についても理解の促進を図ります。
- 食に関わる自然・人・産業への感謝や、食べものと自然環境を大切にする心、そして「もったいない」気持ちを育む取組を進めていきます。

## オ 食に対する理解促進

- 家庭における日々の食生活に地場産物を積極的に取り入れ、地域の食とこれに関わる自然や人、産業への感謝の気持ちを育むとともに、地域の食文化への理解を深めます。
- 新鮮な地場産物を購入できる直売施設や、気軽に農業・農村を体験できる市民農園、観光農園、農林漁家民宿等の利用を積極的にPRするとともに、体験交流イベント等を開催し、子どもの食に対する理解を深めます。

### 【食育コラム】 「生涯食育社会」とは？

農産物の輸出促進や農山漁村の再生など、国として食に関して取り組むべき「10のプロジェクト」を盛り込んだ『食』に関する将来ビジョンが平成22年12月に決定されました。

プロジェクトの1つが「生涯食育社会の構築」。

食と関わることなく生きることはできないという観点から、食料生産、食べ方、作法、歴史、文化など、①食について知らないことを学ぶ、②自分が知っていることを教える、③学ぶ・教える過程に協力する、という3つの姿勢を持つことが食育の第一歩であるとし、次のようなイメージで、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代、様々な立場の国民が、いつでもどこでも自分に合った形で食育に取り組む「生涯食育社会」の構築を進めることを目指すこととしています。

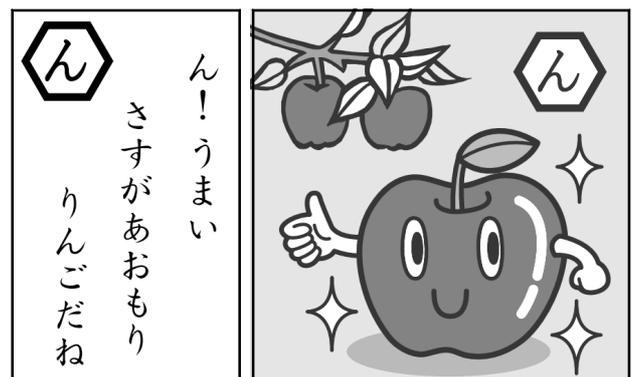
#### ■『食』に関する将来ビジョンにある「生涯食育社会」の発展イメージ

「食や農が人をつくり、地域をつくる」との考えの下、学校、農業者、企業等の地域の様々な関係者が、各地域における伝統的食養生の習慣なども参考にしつつ、幅広い住民に共感を与えるための工夫をしながら、人生の各段階での農林漁業体験、料理教室、食卓での団らん、しつけなど、生涯食育によるまちづくりに取り組む。

これにより、子どもから大人、お年寄りまでの幅広い住民が、地域に存在する農林水産業、食文化などに触れ、学ぶといった機会を得ることができ、食や農林水産業に対する感謝の心や知識、自ら考える力などが育まれる。この経験の積み重ねにより、生きる力が醸成されるとともに、健康で豊かな国民生活と国民一人ひとりが原動力となる元気な地域づくりが実現する。…」

## (1) 基本的な考え方

- 子どもが、将来にわたって健康に生活していくためには、食に関する正しい知識や食を選択する能力のほか、「早寝早起き朝ごはん」などの基本的な生活習慣をしっかりと身に付けさせることが大切です。  
このため、保育所・幼稚園・学校等は、家庭や地域等と連携・協力しながら、子どもの発達段階に応じて、食に関する指導を進めていくことが必要です。
- また、子どもの食育を進める上で最も重要な役割を担っている家庭に対して、食への関心を高めってもらうため、保育所・幼稚園・学校等をとおして、家庭へ食育に関する情報提供を行い、子どもと家庭が健康な食生活を営めるような働き掛けをしていくことも望まれます。
- そのほか、県産品・地場産物を使用した給食を「生きた教材」として活用することで、地域の自然、食文化、産業や、食料の生産・流通等に関わる人々の努力への理解を深め、食べものへの感謝の気持ちを育むことを進めることも重要です。
- さらに、本県の豊かな自然や農林水産資源を活用した体験交流を進め、食への関心と理解を深めていくことも求められます。



## (2) 具体的な取組

---

### ア 家庭・地域等と連携した食育の推進

- 保護者に対して、「給食だより」「食育だより」等の発行や家庭教育学級、給食試食会、親子料理教室等の開催等をとおして、食に関する知識の普及啓発に努めます。
- 子どもの食生活や健康に関する実態を把握し、食物アレルギーや肥満傾向など、食に関わる健康課題のある子どもや保護者に対しては、保健・医療関係の機関と連携し、必要な知識を普及し、望ましい食習慣が身に付くよう支援します。
- 口腔機能の発達が著しい時期であることから、発達段階に応じたの噛む能力、飲み込む能力の養成のほか、むし歯・歯周病の予防と治療の勧奨、歯の生えかわりに応じた食べ方等の支援を行い、口や歯の健康づくりの視点からも食育を進めます。
- 保育所・幼稚園・学校等は、地域の子育て支援や地域交流の中核的な役割をも担っていることから、地域の子どもの食育活動の場の提供や促進を図るほか、食育に関する情報を提供します。
- 高校生は、社会的自立を目指すため、保健体育、家庭科の授業など学校における学習のほか、地域における食に関する講習会への参加など体験的活動等をとおして、食生活に関する知識と技術を習得し、食生活を改善して自らの健康を管理していく実践力を身に付けることを進めます。
- 農林水産業や家庭に関する学科を設置する高等学校は、食についての知識や技術、生産のノウハウ等を地域に提供したり、小・中学校と連携した取組を進めます。

### イ 食育の指導体制の充実

- 保育所においては保育計画と連動した「食育の計画」を、幼稚園・学校においては「食に関する指導計画」を作成し、食に関する指導体制を整備して、計画的かつ組織的に食育を推進します。
- 食育の重要性について、保育士・教職員等が理解を深め、それぞれの専門性を生かした食育が進められるよう、研修会などの機会を利用して、資質向上を図ります。
- 保育所・幼稚園への栄養士配置などにより、園児や保護者に対する栄養指導・食事指導を進めます。
- 学校においては、食育の指導体制を整備するとともに、食に関する指導に係る全体計画を作成し、計画的、系統的に食育を進めます。

○保育所・幼稚園・学校等における食育活動について、地域内外で相互に情報提供し、食育のさらなる充実強化に努めます。

○「食に関する指導の目標」の達成に向け、栄養教諭等の専門性を生かした食育の取組を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携し、学校教育活動全体を通じて、総合的に食育を推進します。

#### 「食に関する指導の目標」

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。
- ・正しい知識、情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
- ・食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。
- ・食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
- ・各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

[出典] 文部科学省「食に関する指導の手引き—第一次改訂版」(H22.3)

### ウ 豊かな農林水産資源を生かした食の体験の推進

○様々な食べものに興味と関心を持って楽しく食べようとする気持ちが育つよう、地域の農林漁業者や関係機関・団体と連携のもと、農林漁業体験や調理体験等の取組を推進します。

○農林漁業体験等をとおして、食べものを大切に作る心、感謝する心を育てます。

### エ 地場産物を活用した給食の推進

○地域の農林水産業を理解し、郷土を愛する心を育むため、給食に地場産物を活用した郷土料理、行事食等を取り入れ、給食を「生きた教材」として活用する食育を進めます。

また、日本型食生活の根幹である米飯を取り入れた給食を推進します。

○安全・安心な給食の推進を図るため、生産者の顔の見える地場産物の活用のほか、食中毒や異物混入防止のための衛生管理を徹底します。

## (1) 基本的な考え方

- 単身世帯や共働き家庭の増加、就労時間や就労形態の多様化等により、「孤食」「個食」や栄養バランスの偏り、さらには家庭の味や地域の食文化が継承されにくくなるなど様々な問題が生じており、個人や家庭だけで食の力を育むことが難しくなっています。
- 特に、家庭や学校といった「食育の場」から離れ、一人暮らし等で生活が不規則になりがちな20～30歳代の若い世代は、朝食欠食率が全世代をとおして最も高く、また女性では痩身も問題となっています。  
全世代をとおして、食育への関心は高まっているものの、若い世代においては、食育への実践度が低く、また、食の指導が届きにくい年齢層でもあることから、今後、どのようにして食育を進めていくかが全国的な課題となっています。
- また、30～50歳代の働き盛り世代、特に男性においては朝食欠食と肥満が多く、生活習慣病の発症率も高くなる年代であることから、これを予防するため、日頃の生活習慣を見直し、改善していくことが大切です。
- そのほか、年々増加している高齢者の単身世帯に対しては、口腔機能の保持増進や低栄養の改善、そして食生活の楽しみの継続に向けた支援が必要です。
- 地域には、食生活改善推進員会、農協・漁協、企業、大学、NPO法人、生協等の関係団体や、農林漁業者、食育ボランティアなど、食育を進めていく上で必要な知識と技能を持ち、指導力を備えた団体・個人が多く活動しています。  
食育は、地域に密着した取組として推進していくことが大切です。  
今後は、住民に最も近い市町村や、各地域県民局に事務局を置く地域食育ネットワーク協議会などの推進体制を強化し、関係者・団体等による連携・協力をより一層進め、一人でも多くの県民に対して、自らの食について考え、食育に取り組む機会を提供し、支援していくことが求められます。



## (2) 具体的な取組

### ア 関係団体等と連携したきめ細かな食育の推進

- 地域の関係者・団体が、それぞれの役割に応じて主体的に活動するとともに、連携・協働した活動が進むよう、地域食育ネットワーク協議会等による推進体制を強化します。  
また、地域の実情に即した食育の普及啓発を図るため、協議会等が中心となって研修会、イベント等を開催するほか、食育に積極的に取り組んでいる団体等の活動状況や、これらの団体等が支援可能な食育の取組に関する情報を発信します。
- 肥満や生活習慣病の予防のための食生活改善のツールとして、食事バランスガイドの活用促進を図るとともに、「8020(ハチ・マル・ニイ・マル)運動」や、「噛ミング30(カミング・サン・マル)運動」等により、口と歯の健康づくりも進めます。

### イ 若い世代の食育の推進

- 進学又は就職のため単身世帯となる予定の高校生・大学生等や、既に単身世帯となっている大学生・社会人等に対しては、高校・大学・企業等において、出前講座タイプの食育セミナーや自炊料理教室等を開催し、食育を啓発するとともに、料理する力を育みます。
- マスメディアや食品関連事業者との連携により、若い世代に届くような効果的な情報提供を行うとともに、若い世代が集まるイベントなどの場を活用し、食育の啓発を図ります。
- 学生食堂、社員食堂等における栄養成分表示を進めるとともに、食育啓発に関する情報を提供します。

### ウ 働き盛り世代の食育の推進

- 生活習慣病対策が必須な世代であることから、生活習慣病を予防するための「特定健康診査」「特定保健指導」の積極的な利用を啓発します。  
また、自主的に内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防に取り組めるよう、次の啓発活動に継続して努めます。
  - ・リーフレットやホームページ等による情報発信
  - ・メタボリックシンドローム予防のための料理レシピなどの作成
  - ・健康セミナー等の開催

## エ 高齢者の食育の推進

- 高齢者の食事は、単一的になりがちで、比較的食べやすい糖分の多いものが中心となる場合が少なくなく、栄養バランスの乱れや低栄養状態が起こりやすくなります。  
そこで、地域で行われる健康講座などをとおして、適切な食事の摂り方や健康を維持するための適度な運動方法を啓発します。
- また、市町村に設置されている地域包括支援センター等の関係団体による、高齢者の食生活に関する相談活動等を継続して進めます。

## オ 地域で食育を進める人財の養成と活動支援

- 地域における食育を効果的かつ円滑に進めるため、「あおもり食育サポーター」等の食育ボランティアや、食育活動をコーディネートする食育推進リーダーを育成し、活動を支援します。
- 県内の管理栄養士・栄養士・調理師養成施設等において、食育指導者になりうる人財を養成し、その活動を支援します。
- 県民が、食育や本県の農林水産業、食文化等について学習し、自発的に周囲に食育を普及啓発していく機運を高め、その機会を提供します。

## カ 食をとおした地域交流の推進

- 保育所・幼稚園・学校等や各種団体が行う「地域交流会」や、食に関する行事、イベント、料理教室等をとおして、楽しく調理して食べる食の体験を広げるほか、地域の人たちとの食を通じたコミュニケーションにより、手づくりの味や地域の食文化の伝承し、食事マナーを習得する取組につないでいきます。
- 生産者が、地域の産直施設や食に関するイベント等での販売をとおして、消費者との交流を図り、本県の農林水産業や食に関する理解を得る取組を推進します。



## キ 食に関する情報の理解促進

- 県民一人ひとりが、食の安全性に関する正しい知識を持ち、自らの判断で食を選択していくことが必要であることから、消費者、食品関連事業者、行政等の中で情報や意見をお互いに交換する「食品の安全に関するリスクコミュニケーション」等をとおして、科学的知見に基づく正確で分かりやすい情報提供と、正しい知識の普及啓発に努めます。
- 食品関連事業者、消費者の双方に対して、研修会開催やパンフレット配布等の様々な機会をとらえ、食を選択する際の重要な判断材料となる食品表示に関する正しい知識の普及と、その適正化を推進します。

### 【食育コラム】 「地域の特性」を生かした食育は、市町村から

地域に根ざした食育を推進する、その中心は市町村です。

「地域の特性を生かした市町村食育推進計画づくりのすすめ」(平成20年5月 内閣府食育推進室発行)には、市町村が進める食育の重要性について、次のように記しています。

「… 心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進することが重要です。

人々は、食によって命を成り立たせ、健康を維持しています。日本は世界でも有数の長寿国ですが、国内のそれぞれの地域には、その土地の気候や風土によってはぐくまれてきた食材や食べ方があり、入手できる食べ物で食事を整えてきた、暮らしの中での知恵や活動があります。そうした食生活は、今だからこそ、大切にし、それらを広め、伝えていくことができます。それは、地域だからこそできることでもあります。

一方、食料の豊富さ、簡便さを享受する中であって、物心両面での食の豊かさを追求し、心身の健康の増進と豊かな人間性をはぐくむには、食をめぐる現状を、自らや、地域のこととして、認識し、食育に真剣に取り組めるかどうかにかかっています。

市町村は、地域住民と身近に関わっている立場から、食育を国民一人ひとりに浸透していく上で重要な役割を担っています。地域で活動している様々な活動主体と密接に連携・協力していくネットワークのコーディネーターとしての役割が期待されています。…」

## 4 体験・交流をととした食への理解促進

### (1) 基本的な考え方

- 食に関する考え方が形成される子どもの時期はもちろんのこと、子ども以外の世代においても、自然と向き合っている仕事をしている農林漁業者等から直接指導を受ける農林漁業体験は、地域の自然や農林水産業、食文化について学び、考える絶好の機会となります。
- そのほか、グリーン・ツーリズム等を通じた都市住民と農林漁業者との交流の進展により、農山漁村の活性化と、農山漁村や農林水産業に対する理解が図られるなどの効果が期待されます。

### (2) 具体的な取組

#### ア 農林漁業体験の推進

- 農協、漁協、農業法人等の関係団体や、農林漁業者、あおもり食育サポーター等の関係者との連携のもと、保育所・幼稚園・学校等における農林漁業体験への取組を進めます。  
なお、農林漁業体験は、農林漁業者を始め、地域の様々な分野の関係者・団体が連携することで、地域での広がりや取組内容の充実、そして継続的な実施が期待されることから、市町村による教育ファーム推進計画の策定を促し、これを連携の柱とします。
- 農林漁業体験をととして、「命を大切に作る心を育む県民運動」を進めます。
- 農林漁業体験のほか、加工、流通、販売の各現場における見学・体験の受入体制も整備し、食への理解をより一層促します。
- 気軽に農作物の栽培が体験できる市民農園や家庭菜園等の取組を進めます。
- また、本県は、森林面積が全国第9位で、多様な樹種がバランスよく分布する森林県です。  
森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養など多面的機能を有しており、本県の農林水産業を支え、豊かな食の「源」となっています。  
森林での学習活動や林業体験、緑化活動等をととして、森林の役割、大切さを啓発し、心を豊かに育む「緑の少年団」等の活動を今後も継続して推進します。

## イ 消費者や都市住民との交流の推進

- 東北新幹線全線開業効果をフルに活用し、観光資源を取り込んだ魅力ある滞在プランの開発による国内外の一般旅行者等の確保と、セミナーの開催等によるビジネスとしての育成、安全・安心の受入態勢の充実に取り組み、本県のグリーン・ツーリズムを一層推進します。
- 農産物直売所や県内外における食に関わるイベント等をとおして、消費者や都市住民との交流を進めていきます。

### 【食育コラム】 「まさかの時の食育」(非常時の食の知識について)

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」をはじめとする自然災害や、人為的な原因による災害は、私たちの生活に深刻な影響をもたらします。

特に、長期間にわたる避難生活は、食料供給が十分でないことによる栄養素の欠乏症や、食事の内容が偏ることによる健康障害を引き起こすことが考えられます。

平常時から、災害時における食料の確保はもとより、ライフラインが止まった時の栄養バランスのとり方や調理方法など、非常時に役立つ食の知識を身に付けておくことが大切です。

- いざという時の心構えを常に持ち、3日分程度の食の備えをしましょう。
- 日頃から利用できる長期保存が可能な食品を買い置きし、非常時に役立てましょう。
- 買い置きした食品は、賞味期限や消費期限をチェックし、日頃の食生活で利用しながら、サイクル保存\*しましょう。
- 家族構成（乳幼児・高齢者・食物アレルギー・慢性疾患等）を考慮した食品も用意しましょう。
- ライフラインが止まることを予想し、熱源・調理器具・食器等も備えておきましょう。
- 食品衛生に気をつけましょう。

※食品を備蓄する場合、長期保存できる食品を定期的にチェックし、賞味期限（消費期限）が切れる前に普段の食事で使い、新しく購入したものを保存すること

「いざという時の心構え 災害時の食に備える」(兵庫県) から引用  
(<http://web.pref.hyogo.jp/contents/000108397.pdf>)

次のサイトでも、災害時における食生活について情報を掲載していますので、参考にしてください。

- 国立健康・栄養研究所 (<http://www.nih.go.jp/eiken/>)
- 国立保健医療科学院 (<http://www.niph.go.jp/>)
- 全国保健所管理栄養士会 (<http://www.hc-kanri.jp/>)
- 農林水産省「新型インフルエンザに備えた家庭用食料品備蓄ガイド」  
(<http://www.maff.go.jp/j/heya/pdf/gaido.pdf>)

## 5 食文化の伝承と発展

### (1) 基本的な考え方

- 郷土色豊かな食文化から生まれた「日本型食生活」は、日本の気候風土に適した米を中心に、野菜、水産物、畜産物など多様な副食から構成され、栄養バランスに優れているだけでなく、地場産物を多彩に盛り込むことができる特長があります。
- 本県には、全国上位の食料供給力と、数多くの農林水産物がバランスよく生産されているというメリットがあります。  
豊かで多彩な地場産物を生かした「郷土の味」の伝承をとおして、食と関係が深い生活習慣病の予防のほか、食料自給率の向上、そして地域の貴重な食文化を継承していくことが求められています。
- また、食の多様化・外部化に対応し、若い世代や共働き世帯、単身世帯などが、手軽に郷土料理を楽しむことができるよう商品化したり、郷土料理に新たな食材や調理方法を取り入れるなどの創意工夫を施して、栄養面、健康面にも配慮した新たな食の文化づくりを進めていくことも必要です。

#### 【食育コラム】 「いただきます」「ごちそうさま」

「いただきます」「ごちそうさま」の語源について、「親子のための食育読本」（平成22年3月内閣府食育推進室編集・発行）の中にある「食卓における『本当に美しい食べ方』の観点」（フードプロデューサー／日本箸文化協会代表 小倉朋子氏）からご紹介します。

「いただきます」の語源は、頂上を示す『頂き、戴く』から発し、神様にお供えするものを頭の上にかかげる慣習から、食事に感謝する気持ちを込めて謙譲語の『いただきます』に発展したともいわれます。料理を作った人はもちろん、目の前の食べものの『命をいただいて生きさせていただく』という仏教からの考えもあるともいわれます。この意味に対し賛否の意見があります。

しかし、目の前の食べものが単なるエネルギー源としてだけではなく、命を削って、私たちがその命をもらい、繋げていくという、生命のつながりを尊く思うことは、命の大切さがわかりにくいといわれる現代にこそ、伝承したいと思います。

また、『ごちそうさま』には、客人をもてなすにあたって、馬に乗っていそいでごちそうを探した意味が由来とされており、これもまた素晴らしい言葉です。

食前に祈りをささげて食べ始める国は多々ありますが、『いただきます』『ごちそうさま』は独特のもので、諸外国の言葉に直訳が難しいとされます。まさに日本の誇れる食文化なのです。」

## (2) 具体的な取組

### ア 郷土の味、手づくりの味の伝承

- 農林漁業関係者、食品関連事業者や食生活改善推進員会等の団体、あおり食育サポーター等の食育ボランティアとの連携により、郷土の味、手づくりの味を伝える料理や地場産物を使った料理の講習会、レシピの紹介などを行います。
- 学校給食のメニューに、旬の食材や地場産物を使い、地域に伝わる伝統的な料理を取り入れて、食に関する指導を行う上での「生きた教材」として活用していきます。  
また、保護者に対しても、給食だより等をとおして情報提供を行います。
- 食料自給率向上に向けた国民運動「FOOD ACTION NIPPON」や、朝食欠食の改善と日本型食生活を普及啓発する「めざましごはんキャンペーン」を推進します。

### イ 感謝の心を育む取組の推進

- 食文化の伝承とともに、食事前後のあいさつや正しい姿勢、箸の使い方など、基礎的な食事マナーを学ぶこととおして、食べものと食に関わる人への感謝や、食べものを粗末にしない気持ちを育むことに取り組みます。

### ウ 新たな食文化の創造

- ふるさとの食文化に着目した世代間の交流のほか、都市住民等との交流と情報発信も進め、食をとおして地域の活性化につなげます。
- 本県の恵まれた食材を生かし、手軽に利用できる郷土料理の商品化に取り組むとともに、栄養バランスが優れた新たな郷土料理の創作と普及拡大を図ります。



## 6 あおもりの食産業を応援する食育の推進

### (1) 基本的な考え方

- 我が国全体の食料自給率（カロリーベース）がわずか40%にとどまっている中、本県は全国第4位の121%の食料自給率を誇っており、量的な面だけでなく、安全・安心、高品質など質的な面でも、県内外や海外において高い評価を受けています。
- また、本県には、豊かな食を生み出す農林水産業だけでなく、食品製造、加工、流通、販売、料理の提供など、食に関わる多彩な産業があります。  
特に今後は、農林水産業、商業、工業の緊密な連携により、第1次産業での農林水産物の生産にとどまらず、加工などの第2次産業、流通・販売などの第3次産業の分野まで踏み込んだ「農林水産業の6次産業化」を進め、付加価値の高い新たな商品の開発や農山漁村の活性化に寄与することが期待されています。
- 私たちの日々の食生活は、生産から食の提供まで、食に関連するすべての産業（食産業）の活動によって成り立っています。  
本県の食産業が将来にわたって健全に発展し、安全・安心な食を提供していくことは、私たちの健康で豊かな食生活の確保につながることから、毎日の食事や学校給食等で「あおもりの食」をフルに活用することをとおして、食産業を応援していくことが求められます。
- 一方、農林漁業者や、食品の製造、加工、流通、販売、飲食業などの食品関連事業者は、安全・安心な食品を望む県民の期待に応えるため、食の安全・安心の確保の必要性を十分理解し、自ら取り組むことが重要です。
- また、食品関連事業者は、消費者との接点が多いこと及びCSR（企業の社会的責任）活動の一環として、食育に関する様々な体験活動や情報提供のほか、安全性や健康に配慮した商品・メニューの開発が期待されます。
- そのほか、食品ロスの増大が環境面でも大きな課題となる中、バイオマス利用と食品リサイクルを推進し、環境負荷の少ない、循環を基調とした産業として発展していくことが求められています。



## (2) 具体的な取組

---

### ア 地産地消の推進

- 本県の豊かで生産バランスのよい農林水産物を活用した食生活の普及や、本県の恵まれた食環境に対する理解促進を図り、県民一人ひとりが地元食材をフルに活用する「ふるさと産品消費県民運動」により地産地消を進めます。
- 産地と、地域の農協・漁協、卸売市場、商店街、小売店等との連携強化のほか、産地直売施設の運営充実により、地産地消の取組の拡大を図ります。
- 学校給食などへの県産食材供給体制の確立を図るとともに、「ふるさと産品給食の日」等をおして、子どもに地産地消の大切さを伝えます。
- 多様な情報メディアを活用して県産食材の情報発信を強化することにより、本県の食産業の振興を図り、生産と販売、農山漁村の活性化につなげていきます。

### イ 安全・安心な食品の供給

- 農業者は、健康な土づくりを基本に、農薬・肥料等の適正使用を徹底して、環境に配慮した農産物づくりに努めるとともに、GAP（農業生産工程管理）や生産履歴の記録、トレーサビリティにも前向き取り組み、安全・安心な農産物を提供します。
- 食品関連事業者は、消費者から信頼が得られるよう適正な衛生管理体制を維持するほか、法令等の遵守（コンプライアンス）の徹底を図り、正確な食品表示を実施します。
- 消費者に対しては、食品衛生と食品表示に関する正確で基礎的な知識の普及啓発を図ります。
- 食の安全に関するリスクコミュニケーションを通じて、相互の信頼関係を築き、食の安全・安心に対する理解を深めます。

### ウ 食産業と連携した食育の推進

- 食品関連事業者等との食育イベント共催や、県産食材を使用した手軽にできるヘルシーな料理レシピ等の情報発信など、食産業と協働した食育活動を展開します。

## エ 食品ロスの低減

- 食品の製造・流通の段階においても、食品ロスの発生抑制など、環境への配慮を深めることが重要であることから、食品残さ等のバイオマス資源の利活用を進め、食品廃棄物の減量化に努めます。
- 一方、消費者に対しても、食品のリスクや期限表示に関する正確な知識の普及、さらには食を大切にす気持ちの醸成をととして、過度な食品廃棄や食べ残しを抑制する取組を進めます。

### 【食育コラム】 各国の「地産地消」運動

消費者の農産物に対する安全志向、食文化の伝承、地球環境の保全等のニーズの高まりを背景として、海外においても地産地消活動が展開されています。

米国では、地域の家族農業を支援し、農村環境を保全しながら地域社会を維持するために、消費者が作付け前に栽培基準や品質等に関する注文を付け、その年1年分の農産物の代金の一部を農家に前払いして購入する活動を中心としたCSA（Community Supported Agriculture：地域支援農業）の活動により、全米で1万2千戸以上（平成19年（2007年））の農家が支援を受けています。

イタリアでは、（1）伝統的な食材や料理、質の良い食品等を守る、（2）質の良い素材を提供する小規模な生産者を守る、（3）子どもを含め消費者に味の教育を進めるといった活動指針を掲げ、各地に残る地場の食材を活かした伝統料理を尊重し将来に伝えていく「スローフード運動」が展開されています。

韓国では、農業団体が中心となって、「地元の旬の食品や伝統食は身体に良く、体と土は一体である」という「身土不二」（しんどふじ）のスローガンに基づき、国産品の優先的な購入を推進する活動が行われています。（引用：農林水産省「平成21年度食料・農業・農村白書」）

## 7 関係団体等との連携による食育の推進

### (1) 基本的な考え方

- 平成18年度に青森県食育推進計画が策定されて以降、この5年間、保育所・幼稚園・学校、地域、企業、団体のほか、農林漁業者、ボランティア、行政などがそれぞれの立場や特性を生かし、連携・協力して、食育の必要性を周知してきました。
- この結果、食育に対する県民の関心は高まり、食育が生活に受け入れられてきましたが、時間的、経済的な理由などにより、実践にまで結びついていない方も少なくない状況です。
- このため、平成18年度から展開している、全県挙げての食育推進運動「いただきます！あおもり食育県民運動」を今後も継続し、県民が主体的に毎日の食生活で食育を実践するとともに、地域における食育活動に参加していく環境づくりを一層進めていく必要があります。

### (2) 具体的な取組

#### ア 食育月間等における取組の推進

- 国の食育月間である「6月」のほか、県産食材が豊富に出回る「11月」を本県の「食育月間」とするほか、毎月19日を「食育の日」とし、関係機関・団体、地域、行政等が連携して食育啓発活動を重点的かつ全県的に実施することで、県民へ食育の普及と定着を図ります。

#### イ 食育推進運動の継続と充実

- 県内の食育を推進する関係機関・団体等と連携・協力し、食育推進運動を継続していくことで、県民に対する食育をより一層普及浸透します。  
特に、基本方向①「子どもからお年寄りまで、ライフステージに応じた食育の推進」の3点の最重点推進事項については、食育推進運動において重点的に進めます。
- また、関係機関・団体等は、広報、ホームページ、リーフレット等を活用し、広く県民に対して、食生活や健康等に関する適切な食育情報を積極的に発信し、食育に取り組むための環境づくりを進めます。

## 8 食育推進体制の充実

### (1) 基本的な考え方

- 食育は、幅広い分野に関わる取組です。様々な関係者・団体が、それぞれの立場から食育活動を進めていますが、他の団体と情報を共有し、共通した目標を掲げた上で連携・協力することにより、一層効果的で円滑な活動が期待できます。
- 関係者・団体等が密接に連携・協力していくためのネットワークとして、県段階には「青森県食育推進会議」（事務局：県）が、地域段階には「地域食育ネットワーク協議会」（事務局：地域県民局）が設置されています。  
本県の特性を生かした食育を、総合的かつ計画的に推進するための連携の場として、今後この体制を維持していくことが求められます。
- なお、地域における食育推進に当たっては、地域の特性を生かした施策を立案・実施し、地域住民と身近に関わっている市町村が重要な役割を担うことが大切です。

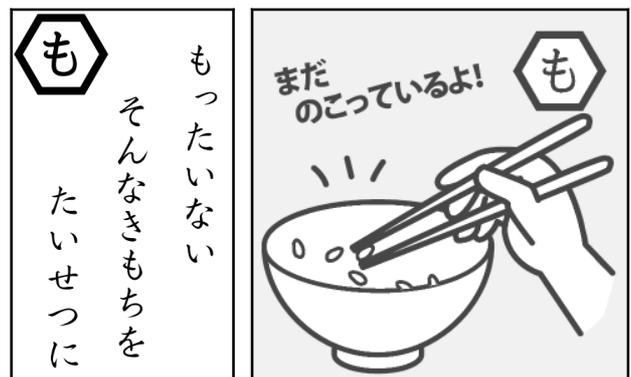
### (2) 具体的な取組

#### ア 全県的な食育推進体制の充実

- 引き続き「青森県食育推進会議」を設置し、「青森県食育推進計画」の推進指標の進ちょく状況を適切に把握・評価し、提言を本県の食育推進対策に反映させます。

#### イ 地域における食育推進体制の充実

- 今後も、地域の関係機関・団体、行政等で構成する「地域食育ネットワーク協議会」を設置し、地域の実情に応じた食育活動を総合的に展開していきます。
- 市町村は、市町村食育推進計画に基づき、地域の特色を生かした食育を推進します。なお、計画未策定の市町村に対しては、県が、策定に向けた支援・助言を行います。



## 第5章

# 食育推進の目標値 (目標年度：平成27年度)

- 食育を県民運動として推進していくためには、多くの関係者・団体が共通の目標を設定し、県と県民とが協働して取り組むことが大切です。  
また、その成果を客観的に把握し、目標達成を目指して進行管理していくことが必要です。
- 1～数年で目標に近づくことができる指標もあれば、5～10数年程度の長い期間で取り組む指標もあることから、第2次計画では、指標を「短期指標」と「長期指標」に分けて設定しました。

<b>短期指標</b>	毎年度進ちよく状況を把握する指標。
<b>長期指標</b>	5～10年程度の長い期間で状況を把握する指標。 ただし、「肥満者の割合」「虫歯のない3歳児の割合」の2つの指標については、 ①食とは関係があるものの、食以外の要因も多いこと ②原因と思われる食関係の複数の項目を推進指標として取り上げ、進ちよく 状況を把握・検討した方が適切であること 等の理由から、参考的にとらえる推進指標とします。

- 指標の進ちよく状況については、毎年度、青森県食育推進会議に報告し、より効果的な推進策の検討を行います。  
なお、計画期間内において、指標の進ちよく状況に係る調査が廃止・変更等となった場合は、これに類する調査結果を参考値として取り扱い、進ちよく度を判断します。

### 【基本方向①】 子どもからお年寄りまで、ライフステージに応じた食育の推進

#### ■短期指標

	指標名	現状値	目標値
1	<b>食事バランスガイド等を参考に食生活を送る県民の割合</b> ○第1次計画からの継続です。 ○全国の現状値(H21.12現在)は50.2%であり、本県の現状値は、これを上回っています。 ○目標値を第1次計画の「60%以上」から「80%以上」に上げて、取り組むこととします。 ○県農林水産部が調査します。	75.6% (H22)	80%以上 (H27)
2	<b>あおもり食育サポーターによる年間活動回数</b> ○新規指標です。 ○目標値は、県内の保育所、幼稚園、小・中学校、高校数の約1割とします。 ○県農林水産部が調査します。	32回 (H22.11 ～H23.2)	100回 (H27)

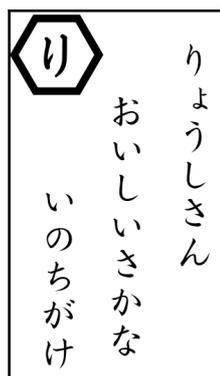
■長期指標

指標名		現状値	目標値
3	<b>朝食の欠食率</b>	7～14歳 3.0%	0%
	<p>○推進プランからの継続ですが、7～14歳だけでなく、成人の欠食率もとらえます。</p> <p>○全国の現状値(H17当時)は、7～14歳が3.2%、成人が11.6%で、本県はほぼ全国並みとなっています。</p> <p>○目標値は、「健康あおもり21」に設定しているものを採用します。</p> <p>○県健康福祉部が調査します（青森県県民健康・栄養調査）。</p>	成人 11.4% (H17)	5% (H27)
4	<b>野菜の摂取量（成人）</b>	277g (H17)	350g (H27)
	<p>○推進プランからの継続です。</p> <p>○全国の現状値(H17当時)は、292.8gであり、本県は全国より少ない状況です。</p> <p>○目標値は、「健康あおもり21」に設定しているものを採用します。</p> <p>○県健康福祉部が調査します（青森県県民健康・栄養調査）。</p>		
5	<b>脂肪エネルギー比率*（20～39歳）</b> ※摂取した総エネルギーに対する脂質由来のエネルギーの割合	25.8% (H17)	25%以下 (H27)
	<p>○新規指標です。</p> <p>○全国の現状値(H17当時)は、20歳代が27.7%、30歳代が26.8%であり、本県はこれを下回っています。</p> <p>○目標値は、「健康あおもり21」に設定しているものを採用します。</p> <p>○県健康福祉部が調査します（青森県県民健康・栄養調査）。</p>		
6	<b>間食として甘味食品を頻回摂取*する幼児の割合（1歳6か月児）</b> ※1日3回以上の飲食	25.8% (H17)	20%以下 (H27)
	<p>○新規指標です。</p> <p>○全国の現状値(H16年当時)は28.4%となっています。</p> <p>○目標値は、「健康あおもり21」に設定しているものを採用します。</p> <p>○県健康福祉部が調査します（青森県幼児間食摂食状況調査）。</p>		

指標名		現状値	目標値
7	食に関する指導計画を作成している学校の割合	74% (H21)	100% (H27)
<p>○推進プランから継続して取り組むこととします。</p> <p>○全国の現状値(H21)はありません。</p> <p>○目標値は、小・中学校全校での作成を目指します。</p> <p>○県教育庁が調査します。</p>			

[参考指標]

指標名	現状値	目標値
<b>肥満者の割合</b> <p>○推進プランからの継続ですが、成人のほか、児童生徒も加えます。</p> <p>○全国の現状値は、児童生徒(H18当時)については、本県の現状値が「健康あおもり21」の推計値であるためありませんが、成人(H17当時)は男28.6%、女22.0%となっており、全国を上回っています。</p> <p>○目標値は、「健康あおもり21」に設定しているものを採用します。</p>	児童生徒 男14.9% 女13.1% (H18)  成人 男34.4% 女26.2% (H17)	7%    25%以下 20%以下 (H27)
<b>虫歯のない3歳児の割合</b> <p>○推進プランから継続して取り組むこととします。</p> <p>○全国の現状値(H19当時)は74.1%であり、本県はこれを下回っています。</p> <p>○目標値は、「健康あおもり21」に設定しているものを採用します。</p> <p>○市町村が調査します(3歳児歯科健康診査)。</p>	62.5% (H21)	70%以上 (H27)



## 【基本方向②】 食を担う「人財」「地域」「産業」と連携した食育の推進

### ■短期指標

指標名		現状値	目標値
8	<b>教育ファーム推進計画の策定率</b> ----- ○推進プランからの継続です。 ○全国の現状値(H21.11現在)は19.4%と、本県はこれを大きく上回っています。 ○目標値は、全市町村とします。 ○県農林水産部が、青森農政事務所の協力を得て調査します。	60.0% (H23.2)	100% (H27)
9	<b>学校給食における地場産物の使用割合（使用量）</b> ----- ○推進プランからの継続ですが、季節的な変動が大きい「食材数」ではなく、「使用量」を調査します。 ○全国の現状値(H20)はありません。 ○目標値は、県「地産地消でつくる笑顔の給食拡大事業」の目標値を採用します。 ○県農林水産部が調査します。	62.1% (H20)	65%以上 (H27)

## 【基本方向③】 県民とともに進める食育県民運動の充実

### ■短期指標

指標名		現状値	目標値
10	<b>食育月間において食育活動を実施した市町村の割合</b> ----- ○新規指標です。 ○全国の現状値はありませんが、目標値は全市町村とします ○県農林水産部調査が調査します。	87.5% (H22)	100% (H27)
11	<b>市町村食育推進計画の策定率</b> ----- ○第1次計画からの継続です。 ○全国の現状値(H22.9現在)は39.5%と、本県はこれを大きく上回っています。 ○目標値は、全市町村とします。 ○県農林水産部が調査します。	75.0% (H23.3)	100% (H27)

食育の推進に当たっては、県民、関係機関・団体、行政が連携・協力して、それぞれの役割を果たすことが重要です。

### 1 県民

- 家庭、保育所・幼稚園・学校、地域において、自主性を発揮して、健全な食生活の実現に努めます。
- 家庭が、食育を進めていく上で重要な役割を有していることを十分認識し、積極的に子どもの食育を進めます。
- 企業等にあっては、社員などへの食育についても、あらゆる機会をとらえて推進します。

### 2 青森県食育推進会議

- 「青森県食育推進計画」の推進指標の進捗よく状況を適切に把握・評価し、県の食育推進対策について提言します。
- 青森県食育推進会議協力団体は、会議の成果を自らの団体の食育活動に活用するとともに、県民に対して食育を推進します。

### 3 地域食育ネットワーク協議会

- 地域における食育関係のネットワークづくりを進めるため、地域県民局単位で、食育関係者・団体・機関及び行政で「地域食育ネットワーク協議会」を組織します。
- 協議会に参画する団体等は、相互に連携・協力して、情報交換、研究調査、研修、イベント、出前講座の実施など、地域の実情に応じて、食育を推進します。

### 4 教育関係者等

- 家庭や地域等との連携を図りながら、望ましい食習慣の形成等に向け、子どもへの食育に積極的に取り組みます。
- 食育指導体制の整備に努めるとともに、教職員の食育に関する意識や知識の向上を図ります。
- 学校給食等における、地場産物の利用拡大を進めます。

### 5 医療、保健、福祉関係者

- 離乳食指導、栄養指導をはじめ、食に関する指導や情報提供等に積極的に努めます。
- 他の関係団体等と連携し、食育活動に取り組みます。

### 6 農林漁業者等

- 農林水産業に関する様々な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵、食べものの生産過程、そして食に関わる人々や産業の重要性について、県民の理解が深まるよう努めます。
- 学校給食への地場産物の供給など、地産地消への取組を推進します。

## 7 食品関連事業者等

- 地場産物を活用した食の提供のほか、食育に関する様々な体験活動や情報提供をします。
- 食品の安全性の確保や、栄養成分表示、食品表示等に積極的に取り組みます。

## 8 国

- 「食育推進基本計画」に基づき、地方公共団体や関係団体等と連携を図りながら、食育を国民運動として推進するための施策を総合的かつ計画的に推進します。

## 9 県

- 県民一人ひとりが食育を実践するため、関係機関・団体等と連携を図りながら、社会全体で食育の推進に取り組む機運を醸成します。
- 国、市町村、関係団体等と連携し、「青森県食育推進計画」に基づき、食育を県民運動として進めるための施策を総合的かつ計画的に推進します。

## 10 市町村

- 「市町村食育推進計画」を策定するとともに、これに基づき、関係機関・団体等と連携を図りながら、地域の特性を生かした食育を推進します。

### 【食育コラム】 「食育月間」と「食育の日」

「食育月間」である「6月」には、国、地方公共団体、関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、国民へ食育の浸透を図ることとしています。

食育月間は、当初、学校生活や社会生活等の節目に当たる、年度明けの4月から5月にかけての時期が望ましいと考えられていましたが、この時期は、進学や就職、転勤等の影響により食生活の見直しに取り組む余裕があまりないと考えられること、そして、食育基本法が成立したのが平成17年6月ということから、6月となりました。

なお本県では、「6月」に加え、農林水産物が豊富に食卓に上る「11月」も食育月間としています。

一方、「食育の日」である「19日」は、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るために定められました。

食育の「育(いく)」という言葉が「19」という数字を、また、「食育」の「食」も、「しょ→初→1、く→9」という考え方から「19」を連想させること、そして、国の第1回食育推進会議が平成17年10月19日に開催されたことにも関連付けて「19日」となりました。

## ■青森県基本計画未来への挑戦

県行政全般に関する政策や施策の基本的な方向性を、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針で、平成20年12月に県が策定しました。平成42年(2030年)における本県の目指す姿を掲げ、その実現に向けた平成21~25年度の取組の方向性を示しています。

## ■あおもり食育サポーター

保育所・幼稚園・学校、企業、地域などにおいて、食に関する講話や寸劇、郷土料理などの調理実習、農林漁業体験の指導などを行う県登録の食育指導者で、平成23年1月現在155名が登録されています。また、県内6地域に計6名の「あおもり食育コンシェルジュ\*」を配置し、食育サポーターへの助言・指導のほか、活動受入先への食育活動メニューの提案、食育教材バンクの運営等を行っています。

### ※ コンシェルジュ

フランス語で「管理人」という意味ですが、ここでは、県民の食育への要望等に対応する「ガイド係」「案内係」「総合世話係」という意味で使用しています。

## ■命を大切に作る心を育む県民運動

次代を担う子どもたちが、命を大切に、他人への思いやりを持ち、たくましく生きていけるよう、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、県民一体となって命を大切にする心を育む県民運動であり、平成16年度から進めています。

## ■内食、中食、外食

- 内食(うちしょく)：生鮮品または加工品を食材として購入し、家庭内で調理・消費する食事。
- 中食(なかしょく)：持帰り弁当、宅配ピザのほか、百貨店・スーパー等で販売されるそう菜など家庭外で調理された食品を購入し、家庭内で消費する食事。
- 外食(がいしょく)：レストラン等の飲食店における食事。

## ■栄養成分表示

食品に含まれている栄養成分を、100g、100ml、1食分、1袋分など、一定単位当たりでどれ位の栄養成分が摂取可能かを知ることができる表示です。

栄養成分表示はすべての食品に表示するように義務付けられてはませんが、「カルシウム入り」「カロリーオフ」などの表示(強調表示)がある食品や栄養機能食品には、必ず栄養成分表示をすることになっています。

## ■栄養教諭

学校における食に関する指導を進める上で、中心的な役割を担う教諭です。平成17年度から配置が始まり、主な職務として、次の4点があります。

- 肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導。
- 学級活動、教科、学校行事等の時間における、学級担任等と連携した集団的な食に関する指導。
- 他の教職員や家庭・地域と連携した食に関する指導を推進するための連絡・調整。
- 学校給食の管理(栄養管理、衛生管理、検食、物資管理等)。

## ■エコファーマー

環境と調和のとれた農業の発展を図るため、平成11年7月に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（持続農業法）が制定されました。

「エコファーマー」とは、持続農業法に基づく計画を知事に提出して、認定を受けた農業者の愛称です。エコファーマーの認定を受けるためには、「土づくり」「化学肥料の低減」「化学合成農薬の低減」の3つの農業生産方式に取り組む必要があります。平成22年3月現在の認定者数は、全国で約20万人となっています。

## ■噛ミング30（カミング・サン・マル）運動

歯・口の健康に根ざした食べ方からの食育を進める観点から、ひとくち30回以上噛むことを目標とした運動です。身体と心に栄養を摂り込むためには、おいしく調理され、栄養バランスのとれた食事を、感謝の気持ちを抱いて十分に噛んで味わうことが大切ですが、このためには、歯と口の健康が不可欠です。「噛ミング30運動」が広がることにより、「8020運動」（後述）が一層推進されることが期待されます。

## ■コンプライアンス

食品の偽装表示など、消費者の信頼を損ねるような不祥事の発生を未然に防ぐためには、日頃からのコンプライアンスの徹底が必要不可欠です。

コンプライアンスは「法令等遵守」と訳されますが、法令遵守はもとより、社会規範や社内ルールの遵守、社会倫理に基づく活動など、社会からの要請に応え、消費者の信頼を得るための積極的な組織活動と言えます。

## ■GAP（ギャップ）

「Good Agricultural Practice」の略で、「農業生産工程管理」といいます。

例えば、農業者自らが、農薬の残留や異物の混入などによる危害を未然に回避するよう、生産段階の工程を適正に管理・実践することなどがあります。

多くの農業者や産地が取り入れることにより、生産された農産物の安全性向上や品質の確保はもとより、環境保全、農作業事故の防止、競争力の強化、農業経営の改善や効率化にプラスに働くとともに、消費者からの信頼確保も期待されます。

## ■教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めることなどを目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいいます。

なお、「一連の農作業等の体験」とは、農林漁業者から指導を受けて、同じ人が同じ作物について2つ以上の作業を年間2日間以上行うこと（例えば5月〇日：田植え、9月〇日：稲刈り）をいいます。

## ■グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な（宿泊・滞在を伴う）場合まで様々です。



## ■健康あおり21

国の「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を受け、県が平成13年1月に策定した健康増進計画です。県民一人ひとりが健やかな生命と心を育み、豊かな暮らしを送ることができる活力ある長寿県の実現を目指して、発病を予防する一次予防を重視し、短命の減少と健康寿命の延伸を目標に、住民主体の健康づくり運動を進めていくこととしています。

運動推進に当たっては、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「こころの健康づくり（自殺予防対策）」「たばこ」「アルコール」「歯の健康」「糖尿病」「循環器病」「がん」の9つの領域を設定しています。

## ■こしょく（孤食、個食など）

現代の食をめぐる特徴として、全国的に使われています。

○孤食：家族と暮らしていながら、親や子どもが違う時間に一人で食べる。また、一人暮らしの人が、一人で食べる食事のこと。

○個食：家族そろっての食事で、それぞれが自分が好きな料理を食べること。

そのほか、「小食」（食べる量が少ないこと）、「粉食」（スパゲティやパンなど、粉を使った料理を好んで食べること）、「固食」（自分の好きな決まったものしか食べないこと）などがあります。

## ■賞味期限、消費期限

砂糖や塩など一部の食品を除き、すべての加工食品には、「賞味期限」又は「消費期限」のどちらかの期限表示が表示されています。

○「賞味期限」（Best-before）

おいしく食べることができる期限であり、この期限を過ぎても、すぐ食べられないということではありません。

○「消費期限」（Use-by date）

期限を過ぎたら食べない方がよい期限です。

期限表示は、開封前の期限が表示されていますので、一度開封した食品は、表示されている期限にかかわらず、早めに食べるのが大切です（開封後の日持ちについては、消費者が自ら判断する必要があります）。

## ■食生活改善推進員

昭和30年頃以降、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、生涯における健康づくり活動を、食をとおして各地域で推進している全国で約18万人のボランティア組織で、食育推進活動最大の担い手です。

平成20年度は1年間で約303万回、延べ1,800万人に対して活動を実施しました。

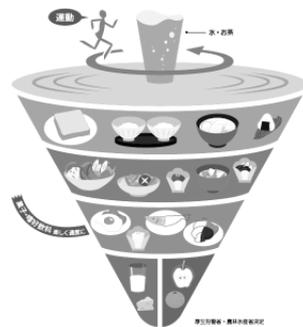
小学生以下の親子、中・高校生から成人、男性、高齢者とそれぞれのライフステージに応じて、食生活の改善や支援の目的を明確にした活動を展開し、多くの実績を上げています。

## ■食生活指針、食事バランスガイド

「食生活指針」は、平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が、国民の健康増進、生活の質の向上及び食料の安定供給を図るために策定した、次の10項目からなる食生活に関する基本的な指針です。

- ①食事を楽しみましょう。
- ②1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。
- ③主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。
- ④ごはんなどの穀類をしっかりと。
- ⑤野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる。
- ⑥食塩や脂肪は控えめに。
- ⑦適正体重を知り、日々の活動に見合った食事量を。
- ⑧食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も。
- ⑨調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。
- ⑩自分の食生活を見直してみましょう。

一方、「食事バランスガイド」は、この「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、平成17年6月に、厚生労働省と農林水産省が策定しました。1日分の望ましい食事のとり方や、おおよその量がわかりやすくコマのイラストで示されており、食事のバランスが悪いと倒れてしまうことを表現しています。ガイドでは、毎日の食事を「主食」「副菜」「主菜」「牛乳・乳製品」「果物」の計5つに区分し、区分ごとに「つ(SV)」(例:「2つ」「2SV)」という単位を用いています。



## ■食に関する指導に係る全体計画

学校において食育を推進するためには、まず、各学校において「食に関する指導に係る全体計画」を作成することが必要です。計画には次のような内容を盛り込み、学校長のリーダーシップのもと、関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的な取組を進めることが重要とされています。

- 学校全体及び学年ごとの食に関する指導目標
- 個別相談指導のあり方
- 給食における食に関する指導内容等の年間計画
- 地場産物の活用のあり方
- 学年ごとの各教科、特別活動、総合的な学習の時間
- 保護者や地域、隣接する学校(園)との連携・協力
- 等における食に関する指導内容等の年間計画

## ■食品表示

食品の表示は、消費者にとって、その食品の品質を判断し選択する上でなくてはならないものです。

このため、一般消費者向けのすべての飲食物品について「品質表示基準」が定められています。

品質表示基準は、生鮮食品を対象とした「生鮮食品品質表示基準」と、容器包装に入れられた加工食品を対象とした「加工食品品質表示基準」に大別されます。

生鮮食品であれば「名称」「原産地」、加工食品であれば「名称」「原材料名」「内容量」「賞味期限(又は消費期限)」「保存方法」「製造者の氏名及び住所等」を表示することが義務付けられています。

また、玄米や精米、水産物、遺伝子組換え食品などの品質表示基準や、個別の食品に適用される品質表示基準が設けられています。

さらに、食品の表示は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」による表示のほか、「食品衛生法」「健康増進法」「計量法」など、JAS法以外の法律で表示しなければならない項目もあります。

## ■食料自給率

国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度まかなえているかを示す指標のことです。食料自給率には、次の3種類の計算方法があり、通常、②の「カロリーベース総合食料自給率」が多く利用されます。

### ①重量ベース自給率

国内生産量、輸入量など、食料の重さを用いて計算した自給率の値。

### ②カロリーベース総合食料自給率

食料に含まれるカロリーを用いて計算した自給率の値。畜産物には、それぞれの飼料自給率が掛けられて計算されます。日本のカロリーベース総合食料自給率は、平成21年度概算値で40%です。

### ③生産額ベース総合食料自給率

価格を用いて計算した自給率の値。比較的低价カロリーであるものの、健康を維持、増進する上で重要な役割を果たす野菜や果物などの生産等がよりの確に反映されます。日本の生産額ベース総合食料自給率は、平成21年度概算値で70%です。

我が国は戦後、食生活の洋風化が急速に進み、この急激な変化が食料自給率を引き下げてきた大きな要因となっています。日本では昔から主食（米）を中心とした食生活が行われてきましたが、戦後、副食（おかず）の割合、特に畜産物（肉、乳製品、卵など）や油脂の消費が増えてきました。自給率の高い米の消費が減り、自給率の低い畜産物や油脂の消費が増えてきたことにより、食料全体の自給率が低下してきました。

## ■生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称です。以前は「成人病」と呼ばれていましたが、成人であっても生活習慣の改善により予防できることから、平成8年に当時の厚生省が「生活習慣病」と改称することを提唱しました。日本人の三大死因である「悪性新生物（がん）」、「脳血管疾患」、「心疾患」及び脳血管疾患や心疾患の危険因子となる「動脈硬化症」、「糖尿病」、「高血圧症」、「脂質異常症」などはいずれも生活習慣病です。

## ■生産履歴の記録

「いつ、どこで、どんな農作物に、どの農薬を、どのくらい使用したか」など、農作物や畜産物の生産工程を記録することです。適正に施肥、防除（または衛生管理）等が行われているかを記録・保管し、チェックすることで、農畜産物の安全性確保につながります。

また、これを開示することで、消費者や取引先に安心感を与え、信頼を得ることができます。

例えば、「水稲」を例にすると、次のような一連の取組となります。

- ①最初に、適切な栽培基準を設定し、
- ②その基準に基づき、品種・ほ場ごとに、は種から収穫まで栽培管理と管理内容を記録し、
- ③記録した内容に基づく情報を消費者や取引先に提供する

その他、記録した内容を分析することで、生産物の品質向上や、経営全体の見直しにもつながります。

## ■攻めの農林水産業

未来につながる「水」と「土」と「人」の3つの基盤づくりを進めながら、生産から流通・販売までを結びつけ、収益性のアップを図ることを基本に、消費者起点に立った安全・安心で優れた県産農林水産物やその加工品を生産し、売り込んでいくという販売を重視した振興策です。平成25年度を目標年次に、次の6つの施策を展開していくこととしています。

- 青森力の結集による販売活動の強化
- 農山漁村を支える多様な経営体の育成
- 安全・安心で優れた産品づくり
- 魅力あふれる食文化・農山漁村文化の発信
- 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全
- 農商工連携による産品づくり

## ■地産地消

「地域生産、地域消費」の略で、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする取組をいいます。

地産地消を進めることにより、次の効果が生まれます。

- 消費者にとっては、「顔が見える」関係で生産状況が確かめられ、新鮮な農産物を消費できる。
- 生産者にとっては、消費者ニーズに対応した生産が展開できる。
- 食料自給率の向上につながる。
- 地域の食材を活用した食文化の伝承につながる。特に、学校給食に地場産物を活用することは、次の点で有効です。
  - ・児童生徒がより身近に実感を持って、食料の生産流通等に係る努力や、地域の自然、食文化、産業等を理解でき、感謝の気持ちを持てるようになる。
  - ・生産者側に、学校教育に対する理解が生まれ、連携、協力関係が構築される。

- 食品加工、観光等との連携により、地域の活性化に貢献できる。
- 高齢者や小規模農家等の所得機会が創出される。
- 流通コストが削減され、農家の所得向上につながる。
- 輸送距離が短くなるのでフードマイレージ\*が減り、地球温暖化等の環境問題に貢献できる。

※ **フード・マイレージ**

輸送距離が長くなれば輸送に必要な燃料も多くなり、二酸化炭素の排出など地球環境にかかる負荷も増大していきます。そこで、食料の輸入が地球環境に与える負荷を把握するため、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた「フード・マイレージ」という指標が考え出されました。日本のフード・マイレージは約9千億 t・kmと、米国や韓国、他の先進国と比べて3～8倍となっています。

■ **トレーサビリティ**

「生産」「加工」「流通」の段階を通じて、いつ、どこから入荷し、どこへ出荷したかを各事業者が個々に記録・保存しておくことにより、食品がどこから来て、どこへ行ったかが分かるようにしておくことをいいます。問題が発生した際には、①商品を特定した回収、②問題発生か所の特定、③安全な他の流通ルートの確保などに効果を発揮します。

現在、牛肉と米穀で、個々の農業者・食品関連事業者に、トレーサビリティが法律で義務付けられています。

■ **バイオマス**

「生物資源(bio)」の「量(mass)」を表し、家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをいいます。バイオマスは、太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源といえます。

日本では、地球の温暖化防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農山漁村の活性化等の観点から、バイオマスの利活用推進に関する具体的取組や行動計画を「バイオマス・ニッポン総合戦略」として平成14年に閣議決定しました。

■ **8020 (ハチ・マル・ニイ・マル) 運動**

厚生労働省と日本歯科医師会が協働して進める「80歳になっても20本、自分の歯を保ちましょう」という運動で、生涯をとおして自分の歯で楽しい食生活と健康な日常生活を送ることを目標に、子どもの頃からの正しいデンタルケアと、青年期のセルフケアの重要性を打ち出しています。

■ **「早寝早起き朝ごはん」国民運動**

早寝早起きや朝食を摂るなど、子どもにとって望ましい基本的な生活習慣を形成し、生活リズムを向上させるための全国的な普及・啓発活動を行うことを目的に、平成18年4月、130を超える関係団体（PTA、子ども会、青少年団体、スポーツ団体、文化関係団体、読書・食育推進団体、経済界等）から成る「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が発足しました。

官民が一体となって「子どもの生活リズムの向上」と「それを応援する社会の仕組みができる」ことを目指して活動を進めています。



## ■BMI（ビーエムアイ Body Mass Index：肥満指数）

身長と体重の数値をベースに、次の式から計算される数値をいい、肥満の判定に利用されます。

日本肥満学会が決めた判定基準では、統計的にもっとも病気にかかりにくい「BMI 22」を標準とし、18.5未満を「低体重（やせ）」、18.5以上25未満を「普通体重」、25以上を「肥満」としています。

$$BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)} \times \text{身長 (m)}}$$

## ■FOOD ACTION NIPPON（フード アクション ニッポン）

平成20年度から農林水産省が実施している「食料自給率向上に向けた国民運動推進事業」に基づく運動です。活動基盤組織「FOOD ACTION NIPPON推進本部」（H22/11/26現在の推進パートナー数3,804社）が中心となり、食料自給率向上を目的に、国産農産物の消費拡大に向けた各種活動を展開しています。

## ■ふるさと産品消費県民運動

県産品(ふるさと産品)に対する愛用意識の高揚と利用の促進を図りながら、県民の健康で豊かな食生活の実現と、「ふるさとを誇りに思う心」を醸成することを目的に、平成13年10月からスタートした運動です。この運動の趣旨に賛同し、ふるさと産品の販売や利用促進のための自主的な取組、PR活動を積極的に行っている県内のスーパーマーケットなどの小売店、ホテル・旅館、飲食店などを、「ふるさと産品消費県民運動協力店」として登録しています。

## ■保育所保育指針

保育所における保育の内容や運営等について定めた「保育所保育指針」は、昭和40年に制定され、平成21年4月には、3度目の改定を受けた新たな保育指針が施行されました。

新保育指針では、食育基本法の制定などを踏まえ、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、食育の推進を明記しています。さらに、健康・安全、食育に関する計画的な実施のため、全職員の連携・協力、専門的職員の確保など保育の実施体制を規定しています。

## ■緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体です。

昭和35年、国土緑化推進委員会が「グリーン・スカウト」の名称で緑化を実践する少年団の結成を呼び掛け、各地で少年団が誕生しました。平成22年1月現在3,829団体、33万人となっています。

## ■メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積による肥満（内臓脂肪型肥満\*）が原因となっていることが多く、これに加えて、高血糖、高血圧、脂質異常といった状態が重複した場合には、心疾患、脳血管疾患などの発症リスクが高くなります。この内臓脂肪の蓄積に加え、「血清脂質異常」「高血圧」「高血糖」の3項目のうち2つ以上を持っている状態を「メタボリックシンドローム」と言います。

内臓脂肪は、食生活の見直し、適度な運動などにより減らしていくことが可能です。このため、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方に対して運動指導や食生活の改善を行うことは、生活習慣病の予防につながることにあります。

このような背景のもと、平成20年度から、健康保険組合、国民健康保険などに対し、40歳以上の加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と、生活習慣を見直すサポートを行う「特定保健指導」の実施が義務付けられることになりました。

## ※ 内臓脂肪型肥満

肥満は「皮下脂肪型肥満」と「内臓脂肪型肥満」に分けられます。「内臓脂肪型肥満」は、内臓のまわりに脂肪が過剰に蓄積しているタイプの肥満で、上半身に多く脂肪がつくため、「リンゴ型肥満」とも呼ばれ、男性に多く見られます。

内臓脂肪が多くなると、内臓脂肪から出ているアディポサイトカインというホルモンのような物質のうち、高血圧や脂質異常症、糖尿病、動脈硬化などになりやすくなる物質が多く分泌されるようになりますといわれています。

内臓脂肪蓄積は、CTスキャンでおへその位置で体を輪切りにしたときの内臓脂肪面積が100㎡を超えているものをいいますが、これに相当する簡便な目安としてウェスト周囲径（男性85cm以上、女性90cm以上）が採用されています。

## ■めざましごはんキャンペーン

若い世代を中心とした朝食欠食の改善や、米を中心とした日本型食生活の普及・啓発により食料自給率の向上を図ることを目的に、農林水産省が食品関係企業・団体等（約4千社）と連携し、平成19年度から取り組んでいる官民挙げてのキャンペーンです。

キャンペーン参加企業は、ロゴマークの商品貼付や、ポスター、CM映像等を活用し、米関連商品と連動した販促活動を実施しています。

## ■リスクコミュニケーション

リスク（危険の可能性）について、科学的なデータを公表するとともに、専門的な内容をわかりやすく解説し、企業・従業員・地域住民・消費者・行政等の関係者の間で、意見交換・対話を行うことをとおしてリスクに対する理解を深め、また、関係者相互の認識を確認し合い、適切な対策に活用していくことをいいます。

## ■もったいない

「もったいない」は、「勿体（もったい）」を「無し」で否定した語です。「勿体」は「物体」に由来し、「物の本質・価値」という意味です。よって「もったいない」とは、「そのもの本来の価値が活かされておらず、むだにされて惜しい」状態を表し、外国語に訳すことが難しい言葉とされています。

ものを大事にする「もったいない」の精神は、ごみの減量を推進することを目的とした「3R運動」\*に反映されています。

## ※ 3R

ごみを減らす「Reduce：リデュース」、限られた資源を繰り返し使う「Reuse：リユース」、資源を再利用する「Recycle：リサイクル」



## 1 青森県食育推進会議設置要綱（平成18年6月1日施行）

平成20年7月9日 一部改正

### （設置）

**第一条** 食生活の乱れや食を大切にしている心の欠如等の問題を改善するとともに、本県産農林水産物や地域食文化を活用し、心身ともに健康で活力に満ちた「暮らし」の実現に向けて、県内関係者の連携・協力のもとに「食育」を推進するため、青森県食育推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### （所掌事項）

**第二条** 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）県が行う食育推進計画の策定、変更への提言に関する事。
- （2）食育推進計画に基づく食育行動プランの作成、変更及びその推進に関する事。
- （3）「食育県民運動」の展開による食育推進活動等の促進に関する事。
- （4）その他食育の推進のために必要な事項に関する事。

### （組織）

**第三条** 会議は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 会議に会長及び副会長を置き、会長は知事をもって充て、副会長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

### （会議）

**第四条** 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を食育協力者として会議に出席させることができる。
- 3 会議の議長は出席者の互選により選出し、副議長は議長が指名する者をもって充て、議長を補佐し、議長が不在の時はその職務を代理する。

### （部会）

**第五条** 会議には、個別協議を行なうため、必要に応じ、部会を設置する。

### （庶務）

**第六条** 会議の庶務は、農林水産部食の安全・安心推進課において処理する。

### （その他）

**第七条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(別表) 平成22年度青森県食育推進会議委員

No.	分野	氏名 (敬称略)	所属・職名等	備考
1	教育	鈴木 秀 和	青森県教育委員会委員長 (医師)	
2		小 枝 接 美	青森県PTA連合会母親委員会元副委員長	
3		沼 尾 紀恵子	青森県私立幼稚園連合会副会長 (三沢第一幼稚園長)	
4		小笠原 正 典	青森県小学校長会長 (青森市立甲田小学校長)	
5		柿 崎 榮	青森県中学校長会長 (青森市立戸山中学校長)	
6		坂 本 敏 彦	青森県学校給食会常務理事	
7	消費	川 村 和 子	青森県食生活改善推進員連絡協議会長	
8		小野寺 静 子	青森県生活協同組合連合会常務理事	
9		工 藤 哲 子	青森県生活改善グループ連絡協議会長	
10	生産 流通	佐 藤 あき子	青森県JA女性組織協議会長	
11		熊 谷 ヒサ子	青森県漁協女性組織協議会長	
12		田名部 淳 雄	株式会社ユニバーズ取締役営業企画部長	
13	医療 保健	吉 岡 利 忠	医 師 (弘前学院大学長)	
14		吉 川 和 子	青森県栄養士会長	
15	福 祉	前 田 保	青森県社会福祉協議会長	
16		中 村 潤 子	青森県保育連合会常務理事 (寒沢保育園長)	
17	学 識	渋 谷 長 生	弘前大学農学生命科学部教授	議 長
18		久 保 薫	青森中央短期大学長	副議長
19	情 報	村 上 義千代	株式会社東奥日報社編集主幹	
20		加 藤 一	青森県広告業協会理事	
21	行 政	三 村 申 吾	青森県知事	会 長
22		石 塚 正 美	農林水産省東北農政局青森農政事務所長	
23		永 澤 裕 之	鶴田町産業観光課長 (参事)	
24		一 瀬 篤	青森県健康福祉部長	
25		有 馬 喜代史	青森県農林水産部長	副会長

## 2 青森県食育推進会議協力団体

分野	団体数	団体名	
教育	11	○青森県小学校長会 ○青森県中学校長会 ○青森県高等学校長協会 ○青森県特別支援学校校長会 ○青森県私立幼稚園連合会 ○青森県学校保健会	○青森県PTA連合会 ○青森県学校給食会 ○青森県学校給食センター連絡協議会 ○青森県養護教員会 ○青森県学校栄養士協議会
消費	7	○青森県消費者協会 ○青森県食生活改善推進員連絡協議会 ○青森県生活協同組合連合会 ○青森県生活改善グループ連絡協議会	○青森県調理師会 ○青森県料理飲食業生活衛生同業組合 ○青森県旅館ホテル生活衛生同業組合
生産 流通	22	○青森県農業協同組合中央会 ○全国農業協同組合連合会青森県本部 ○青森県青果物価格安定基金協会 ○青森県青果卸売市場協会 ○青森県りんご対策協議会 ○青森県りんご協会 ○青森県森林組合連合会 ○青森県漁業協同組合連合会 ○八戸水産加工業協同組合連合会 ○青森県水産物卸売市場協会 ○青森県物産振興協会 ○青森県商工会議所連合会	○青森県商工会連合会 ○株式会社中三 ○さくら野東北株式会社 ○株式会社ユニバース ○株式会社マエダ ○株式会社イトーヨーカ堂青森店 ○株式会社イトーヨーカ堂弘前店 ○株式会社イトーヨーカ堂八戸沼館店 ○株式会社イトーヨーカ堂五所川原店 ○イオンリテール株式会社 ジャスコ青森店
医療 保健	4	○青森県医師会 ○青森県歯科医師会	○青森県看護協会 ○青森県栄養士会
福祉	2	○青森県社会福祉協議会	○青森県保育連合会
学識	2	○弘前大学農学生命科学部	○青森中央短期大学
情報	2	○株式会社東奥日報社	○青森県広告業協会
その他	6	○青森県中小企業団体中央会 ○NPO推進青森会議 ○青森県農業会議	○青森県土地改良事業団体連合会 ○青森県緑化推進委員会 ○日本未病システム学会
行政	4	○青森県市長会 ○青森県町村会	○鶴田町 ○東北農政局青森農政事務所
計	60		

### 3 青森県食育推進会議の開催状況 (平成18～22年度)

年度	期日・場所	出席者数	内容
18	平成18年 6月12日 青森市「ラ・プラス青い森」	委員21 団体14	○青森県食育推進会議の設置と運営 ○食育推進に関する共通認識の確認、意見交換
	// 7月13日 青森市「アラスカ」	委員20 団体17	○「青森県食育推進計画」(素案)の検討 ○「食育行動プラン」の基本方向の検討
	// 8月25日 青森市「ラ・プラス青い森」	委員19 団体20	○「青森県食育推進計画」(案)の検討 ○「食育行動プラン」(素案)の検討
	// 10月26日 青森市「ラ・プラス青い森」	委員20 団体20	○「青森県食育推進計画」(最終案)の検討 ○「食育行動プラン」(案)の検討
	平成19年 2月22日 青森市「ラ・プラス青い森」	委員24 団体19	○「食育行動プラン」(案)の検討 ○平成19年度の各協力団体の取組内容
19	平成19年 7月 4日 青森市「ラ・プラス青い森」	委員18	○平成19年度の県の食育関連事業 ○食育推進モデル事業の地域別実施方針
	平成20年 2月19日 青森市「アラスカ」	委員23 団体16	○平成19年度における各協力団体の取組状況 ○平成20年度以降の会議運営の方向性
20	平成20年 8月 1日 青森市「ラ・プラス青い森」	委員19 団体15	○平成20年度の県・各協力団体の食育関連事業 ○[分科会] 食育推進に当たっての工夫、連携
21	平成22年 2月 5日 青森市「青森グランドホテル」	委員15 団体15	○平成21年度の県・各協力団体の取組状況 ○食育推進指標の進ちょく状況 ○[分科会] 食育の進ちょく状況と今後の進め方
22	平成22年 9月 1日 青森市「青森県火災共済会館」	委員17 団体12	○平成22年度の県の食育関連事業 ○「第2次青森県食育推進計画」骨子案の検討
	// 12月16日 青森市「青森県火災共済会館」	委員17 団体17	○「第2次青森県食育推進計画」素案の検討
	平成23年 2月22日 青森市「青森県火災共済会館」	委員14 団体14	○「第2次青森県食育推進計画」最終案の検討 ○平成22年度における食育への取組状況 ほか

## 4 「第2次青森県食育推進計画」策定に関する主な提言・意見

第2次計画の策定に当たっては、青森県食育推進会議から提言を受けました。  
また、県民から多様な意見を募集するため、「あおり県民政策提案制度」（パブリック・コメント制度）を活用しました。

### 1 青森県食育推進会議からの提言

#### (1) 第1回会議（平成22年9月1日開催：骨子案に対する提言）

委員からの主な提言	第2次計画への反映状況
「食育」について分からない人はまだいる。 「これも食育、あれも食育なんだよ」ということをきちんと教えていくことが大事である。	計画冒頭2ページにわたり食育の意味や具体例を示し、県民にとって理解しやすいものとししました。
子どもへの食育推進に当たっては、まず保護者に対する普及啓発が必要である。	計画全般をとおして、家庭における食育、子どもへの食育の推進について、その必要性や具体的な取組内容を多く明記しました。 また、高校生への食育を新たに記載しました。
食育を推進するため、保育所・幼稚園に栄養士の配置を進めてほしい。	保育所・幼稚園への栄養士配置などにより、園児や保護者に対する栄養指導・食事指導を進める旨、計画に明記しました。
計画的な栄養教諭の配置を進めることを要望したい。	栄養教諭を活用した、総合的な食育活動を推進していく内容で計画に明記しました。
行政が、食育ボランティアを活用した取組を進めていけば、本県の食育は一層前に進む。	計画全般にわたり、地域で食育を進める人財の活用と活動支援の必要性について明記しました。 また、地域で食育活動を行う「あおり食育サポーター」の年間活動回数を、推進指標として新規に取り上げました。
本県は森林に恵まれているが、林業体験が計画に出てこない。山・川・海という流れの中で、森林づくりは農業、漁業と密接な関係がある。	森林での学習活動や林業体験、緑化活動等をとおして、森林の役割、大切さを啓発し、心を豊かに育む「緑の少年団」等の活動を、今後も継続して推進することを計画に明記しました。
食育推進に当たっては、市町村食育推進計画の作成が大事である。策定率は全国平均より高いとはいえ、まだ低い。	第2次計画でも、計画策定率を推進指標（目標値100%）として設定しました。 計画未策定の市町村に対しては、引き続き、県が策定に向けた支援・助言を行います。

委員からの主な提言	第2次計画への反映状況
<p>推進指標は、1～2年という短期間で評価する項目と、長い期間で評価する項目に整理していく必要がある。</p>	<p>推進指標として、毎年度進ちょく状況を把握する「短期指標」と、5～10年程度の長い期間で状況を把握する「長期指標」を設定しました。</p>
<p>取組内容の重点化と、食育全体をどのように進めていくか、そのバランスの維持が大事である。</p>	<p>計画では、基本方向①「子どもからお年寄りまで、ライフステージに応じた食育の推進」を進める3項目を最重点推進事項として設定していますが、重点化することにより、これらの項目に多くの光が当てられ、食育を推進する側も、受け入れる側も、これらを強く念頭に置いた取組が進んでいくことが期待できます。</p> <p>なお、これらを推進するに当たっては、他の推進項目との関係も深いため、併行して進めていく必要がありますので、計画全体としては、食育全般を網羅した包括的な内容となっています。</p>
<p>取組内容の重点化で、子どもの肥満防止、生活習慣病予防という目標を設定しているが、こういう問題に直接関わっている医療・保健関係者との連携・協力を図らないと進まない。</p> <p>これまでも医療・保健関係者と連携を取ってきたと思うが、今後の推進体制等について具体的な検討を要する。</p>	<p>今後も引き続き、医療・保健関係者との連携・協力のもと進めることとします。</p>
<p>「健康あおもり21」「青森県基本計画未来への挑戦」等は、食育推進計画と極めて関連性があり、参考になるデータ等がある。セクショナリズムに陥ることなく、横の連携をうまく利用して作成することを要望したい。</p>	<p>計画策定に当たっては、関連計画等と整合性をとりました。</p>

(2) 第2回会議（平成22年12月16日開催：素案に対する提言）

委員等からの意見	左に対する対応
<p>5ページのPFC熱量比率について、たんぱく質の割合が昭和55年度と平成20年度では変化がないが、何に由来するたんぱく質なのか違いがあると思う。ここが100だからよいと考えればいいのか、日本型食生活という観点から、これをどう見ればよいのか。</p>	<p>たんぱく質の摂取源としては、畜産物の割合が増えており、特に肉類の摂取量の増加は脂肪摂取量を増やし、これが肥満やメタボリックシンドロームの要因の一つと考えられています。</p> <p>よって、グラフ下の注釈にその旨を記載しました。</p>

委員等からの意見	左に対する対応
<p>16ページに、「…食育に取り組んでいない人が20～40歳代で多いことから、<u>これらの世代の食育活動への参加が課題です。</u>」とあるが、実際のところ、これら世代が食育活動へ参加するのは難しいと思われる。活動への参加よりは、まず、食育啓発を優先すべきではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、次のとおり修正しました。 「…食育に取り組んでいない人が20～40歳代で多いことから、<u>これらの世代に対し、継続して食育を啓発していく必要があります。</u>」</p>
<p>28ページ「イ 家族で楽しい食生活の実践」の部分は、望ましいことの記載で終始している。このような食生活が実践できるよう、どのように支援していくべきかも記載すべきと考える。</p>	<p>支援の視点から、次の記載を加えました。 「○家庭において、このような食生活が実践されるよう、保育所・幼稚園・学校等やボランティア等と連携し、家族で参加する料理教室など食に関する理解を深める機会や、食に関する情報を提供することに努めます。」</p>
<p>「地域」というとらえ方では、市町村の役割があいまいになってしまう。市町村が、家庭や学校等をリードしていく重要な役割を担っているという記述を要望したい。</p>	<p>食育は、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮して進める国民運動であるため、食育基本法や国の食育推進基本計画において、地方公共団体の役割は、地域の特性に応じた自主的な施策の作成と実効性の高い運動の推進等という記載にとどまっています。 しかしながら、食育の推進に当たっては、地域住民と最も身近に関わっている市町村の役割が重要であることから、「地域の特性を生かした市町村食育推進計画づくりのすすめ」（平成20年5月内閣府食育推進室発行）から、関係部分を引用し、「食育コラム」として掲載しました。</p>

**(3) 第3回会議（平成23年2月22日開催：最終案に対する提言）**

委員等からの意見	左に対する対応
<p>44ページ「関係団体等との連携による食育の推進」の「基本的な考え方」の最初の部分で、「生産者」という語句が新たに追記されたが、計画全体では「農林漁業者」と表記されているので、「生産者」ではなく「農林漁業者」の方が適切ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、「農林漁業者」に修正しました。併せて、他のページも精査し、次のケースを除き、同様に修正しました。 ①「消費者」と対応して、「生産者」という語句を使用している場合 ②「生産者の顔が見える」など、表現として一般に定着している場合</p>

委員等からの意見	左に対する対応
<p>「あおもり食育コンシェルジュ」の「コンシェルジュ」という言葉は、多くの県民にその意味が伝わりにくい。100人が聞いたら、100人が分かるような言葉を使わなければ、食育は広がらないと考える。</p> <p>食育の事業推進に当たっては、今後、外来語をあまり使わず、県民に受け入れられる、分かりやすい言葉を使用することを要望したい。</p>	<p>52ページ用語解説に、コンシェルジュの意味を記載しました。</p>

## 2 「あおもり県民政策提案制度」(パブリック・コメント制度)

### (1) 意見募集期間

平成22年12月28日(火)～平成23年1月27日(木)：31日間

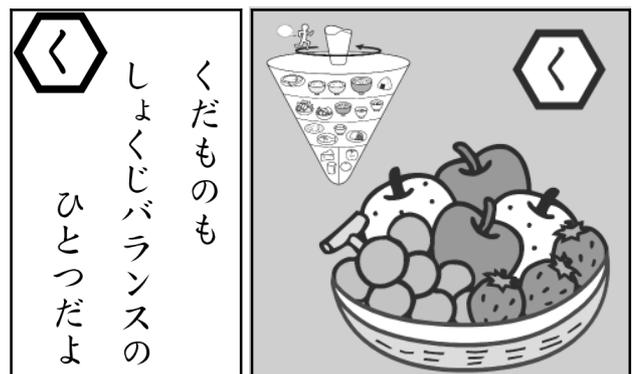
### (2) 計画案の公開場所

県庁ホームページ上で公開したほか、次の場所に計画案の冊子を設置しました。

- 県食の安全・安心推進課
- 県政情報センター
- 県の各合同庁舎地域住民情報コーナー

### (3) 募集結果

意見はありませんでした。



## 5 「食育基本法」 (平成17年6月17日 法律第63号)

最終改正：平成21年6月5日 法律第49号

目次	前文
	第一章 総 則 (第一条～第十五条)
	第二章 食育推進基本計画等 (第十六条～第十八条)
	第三章 基本的施策 (第十九条～第二十五条)
	第四章 食育推進会議等 (第二十六条～第三十三条)
	附 則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

# 第一章 総 則

## (目的)

**第一条** この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

**第二条** 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

## (食に関する感謝の念と理解)

**第三条** 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

## (食育推進運動の展開)

**第四条** 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

## (子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

**第五条** 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

## (食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

**第六条** 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

## (伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

**第七条** 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

### **（食品の安全性の確保等における食育の役割）**

**第八条** 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

### **（国の責務）**

**第九条** 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

### **（地方公共団体の責務）**

**第十条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### **（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）**

**第十一条** 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

### **（食品関連事業者等の責務）**

**第十二条** 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

### **（国民の責務）**

**第十三条** 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

### **（法制上の措置等）**

**第十四条** 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### **（年次報告）**

**第十五条** 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

### (食育推進基本計画)

**第十六条** 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

### (都道府県食育推進計画)

**第十七条** 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### (市町村食育推進計画)

**第十八条** 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

## 第三章 基本的施策

### (家庭における食育の推進)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

### (学校、保育所等における食育の推進)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保

育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### **(地域における食生活の改善のための取組の推進)**

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

#### **(食育推進運動の展開)**

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### **(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)**

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

#### **(食文化の継承のための活動への支援等)**

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)**

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずる

ものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 食育推進会議等

### （食育推進会議の設置及び所掌事務）

**第二十六条** 内閣府に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

### （組織）

**第二十七条** 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

### （会長）

**第二十八条** 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### （委員）

**第二十九条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
  - 二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

### （委員の任期）

**第三十条** 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

### （政令への委任）

**第三十一条** この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

### **(都道府県食育推進会議)**

**第三十二条** 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

### **(市町村食育推進会議)**

**第三十三条** 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## **附則抄**

### **(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## **附則（平成二十一年六月五日法律第四十九号）抄**

### **(施行期日)**

**第一条** この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

---

## 「食育コラム」目次

---

○「生涯食育社会」とは？ .....	P 29
○「地域の特性」を生かした食育は、市町村から .....	36
○「まさかの時の食育」（非常時の食の知識について） .....	38
○「いただきます」「ごちそうさま」 .....	39
○各国の「地産地消」運動 .....	43
○「食育月間」と「食育の日」 .....	51

---

## 第2次青森県食育推進計画

(計画期間：平成23～27年度)

青森県農林水産部 食の安全・安心推進課

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9351 FAX 017-734-8086

URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sanzen/>

本内容は、青森県庁ホームページにも掲載しています。